

砂利採取計画認可申請書類作成要領マニュアル (R3. 10)

千葉県商工労働部産業振興課

砂利採取計画認可申請書類作成要領

制定	昭和59年	4月	5日	工業第	18号
改正	昭和60年	4月	1日	工業第	19号
改正	平成6年	7月	22日	工業第	117号
改正	平成10年	3月	27日	工業第	499号
改正	平成12年	3月	29日	工業第	508号
改正	平成16年	3月	31日	保安第	349号
改正	平成16年	8月	12日	保安第	202号
改正	平成16年	10月	25日	保安第	281号
改正	平成18年	5月	1日	保安第	92号
改正	平成22年	3月	23日	保安第	6048号
改正	平成23年	3月	31日	保安第	5687号
改正	令和3年	4月	9日	産振第	45号
改正	令和3年	10月	1日	産振第	627号

第1 申請書類

1 認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。

(1) 採取計画認可申請書 (砂利の採取計画等に関する規則 (昭和43年通商産業省令・建設省令第1号。以下「規則」という。) 様式)

認可申請手数料: 33,900円 (H30.4.1現在) (千葉県収入証紙を所定箇所に貼付する。)

(2) 目次

(3) 業者登録通知書の写し

(4) 誓約書 (別紙様式1) 保証書、承諾書を含む。

(5) 隣接地同意書の写し (別紙様式2)

(6) 使用土地目録 (別紙様式3)

(7) 土地の登記事項証明書

(8) 土地の使用収益に関する契約書の写し

(9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し

(10) 砂利採取監督計画書 (別紙様式4)

(11) 使用重機類一覧表 (別紙様式5)

(12) 掘削工程説明書 (別紙様式6)

(13) 洗浄工程説明書 (別紙様式7)

(14) 廃土等処理工程説明書 (別紙様式8)

(15) 防災施設説明書 (別紙様式9)

(16) 製品搬出方法等説明書 (別紙様式10) (別紙様式11)

(17) 災害防止管理系統図

(18) 位置図 (見取図 (I) と併用可)

(19) 公図

- (20) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）
- (21) 見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）
- (22) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）
- (23) 実測縦断面図
- (24) 実測横断面図
- (25) 求積図
- (26) 採取量計算書
- (27) 貸借対照表（最近の決算に係るもの）
- (28) 深堀地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し
- (29) 採取量計算書（別紙様式 12） 埋め戻しを行う箇所から採取する砂利がある場合に提出する。
- (30) 埋戻土砂確保計画書（別紙様式 13）
- (31) 埋戻土砂確保証明書（別紙様式 14）
- (32) 砂利賦存状況調査結果証明書（別紙様式 15）
- (33) 中期事業計画書（別紙様式 16）及び中期事業計画平面図
- (34) 長期構想書（別紙様式 17）及び長期構想図
- (35) その他特に指示するもの

2 変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書（規則様式）に前記 1 の書面のうち(6)使用土地目録、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの及び記載内容の変更を必要としない書類の一覧表を添付するものとする。書類の一覧表とは目次を言う。

「採取計画の変更」とは、例えば砂利の採取量の増加、採取期間の延長、沈殿池の設置箇所の変更等採取計画の内容を変更することである。

次の採取量の増加又は採取期間の延長に係る採取計画の変更については、法第 20 条第 1 項の規定による変更認可として取り扱う。ただし、変更認可は 1 回限りとし、採取量の増加と採取期間の延長（現認可の採取期限がブロック別認可期限前である場合において、ブロック別認可期限までの採取期間の延長を除く。）の双方を内容とする変更は認めない。

(1) 採取量の増加

次の事項のすべてを満たすもの。

ア 増加する採取量（増量）が現認可の採取量のおおむね 30 パーセント以内であること。

イ 変更認可日以降の採取期間内（残存期間）において採取可能であること。

（増量と残存期間の目安）

増量の率が 15 パーセント未満→残存期間 3～4 か月以上

増量の率が 15 パーセント以上→残存期間 4～5 か月以上

ウ 掘削面積の増加を伴う場合は、増加する掘削面積が現認可の掘削面積のおおむね 30 パーセント以内であること。

エ 掘削区域を拡張する場合において、当該変更に係る区域と現認可の採取場の区域が 1 つの採取場とみなされること。

オ 災害防止対策など他の採取計画の内容が一新されるような大きな変化がないこと。

(2) 採取期間の延長

次の事項をすべて満たすもの。

ア 現認可において掘削できなかった土量があること又は認可採取計画に定める採取跡の埋戻し

や廃土の処理に期間が必要であること。

イ すでに採取に係る土地貸借契約等の権限を有していること。

ウ 一部廃止区域を除き、現認可区域と変更認可申請区域が同一であること。

エ 原則として災害防止対策など他の採取計画の内容に変化がないこと。

採取量又は掘削面積の増加による変更認可申請の際には、変更にかかる公図、見取図（Ⅱ）、実測平面図、実測縦横断面図、土量計算書等を添付すること。

なお、採取期間延長に係る変更認可申請の際の提出書類は次のとおりとする。

(1) 変更認可申請書（変更の理由に採取土量が残っている旨を記載する。）

採取跡の埋戻しや廃土の処理に期間が必要である場合はその旨を記載すること。

変更認可手数料：15,000円（H30.4.1現在）（千葉県収入証紙を所定箇所に貼付する。）

(2) 誓約書

(3) 保証書

(4) 隣接地同意書の同意期間が満了する場合は、同意を更新する書類の写し

(5) 使用土地目録

(6) 土地等の使用収益に関する契約期間が満了する場合は、契約を更新する書類の写し。

(7) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可・届出期間が満了する場合は、許認可・届出を更新する書類の写し。（特に、農地転用許可の更新について注意すること。）

(8) 中期事業計画書（別紙様式16）及び中期事業計画平面図

(9) 長期構想書（別紙様式17）及び長期構想図

(10) その他特に指示する書類（例：採取土量計算書ほか）

目次についても提出すること。

3 提出部数は、正本1部及び当該採取場が所在する市町村の数に1を加えた数の写しとし、商工労働部産業振興課（以下「産振課」という。）で審査するもの（当該採取場が市原市に所在する場合を除く）についてはさらに写しを1部加えるものとする。このほか、使用土地目録、位置図、見取図Ⅰ、公図等については、別表1のとおりとする。写しの内、1部は認可後に申請者に還付する。

## 第2 編冊方法

第1の1に記載された順序でA4判に編冊するものとし、図面、表の類は、おもてに内容物の名称を記載した袋にそう入すること。

提出書類には目次と符合するインデックスを付けること。

A3版までの図面、表の類は綴り込むこと。

## 第3 作成上の注意

### 1 一般的事項

(1) 書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示はメートル法で行うこと。

(2) 次に掲げる用語の定義は、それぞれの右に記されたとおりとする。

ア 採取場 砂利の採取活動に直接関係するすべての場所

（例）事務所・機械装置・沈殿池・防護柵・通水工作物等の設置箇所・掘削区域・製品

置場・積込場所・表土・廃土・ヘドロの捨場

- イ 洗 浄 装 置 砂利を水洗するための機械類
- ウ 汚 濁 水 砂利を水洗することによって生ずる污水で汚泥物を含んだ状態のもの
- エ ヘ ド ロ 汚濁水中に含まれていた汚泥物
- オ 沈 殿 池 汚濁水を清澄するための池
- カ 汚濁水処理装置 汚濁水からヘドロを分離するための機械類(付属設備を含む。)

(例) シックナー

- キ 切 込 掘削したままの状態での搬出する砂利及び砂

(3) 図面には方角を、さらに実測図面にあつては、縮尺を必ず表示すること。

(4) 採取の方法によっては、この要領で定められた事項のうちでも不要な事項が出てくることが考えられるが、このような場合は不要な事項を適宜省略して作成すること。

## 2 個別的事項

### (1) 採取計画認可申請書

#### ア 「砂利採取場の区域」について

採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請に係る土地の総面積等を次の例に従って記載すること。

(例) 千葉県〇〇郡〇〇町〇〇字××番ほか××筆 地番は採取終了まで採取場区域として残る地番とする。

採取場面積 ××㎡ (実測・公簿の別)

掘削面積 ××㎡ (実測)

明細は別添使用土地目録のとおり

採取場区域の一部を廃止する場合は、原則として更新の認可申請時に一部廃止届を提出するものとし、申請書には、一部廃止区域を除いた面積を記載する。なお、認可期間内に一部廃止を行う場合は、採取場区域変更の変更認可申請と併せて一部廃止届を提出する。

#### イ 「採取をする砂利の種類及び数量」について

掘削総量若しくは購入原石総量又は双方と、それを洗浄する量及び製品化した場合に生ずるそれぞれのものについて、その数量を次の例に従って記載すること。

(例) 掘削総量	200,000 m <sup>3</sup>	砂 利	70,000 m <sup>3</sup>
購入原石総量	100,000 m <sup>3</sup>	砂	150,000 m <sup>3</sup>
うち洗浄量	250,000 m <sup>3</sup>	切 込	25,000 m <sup>3</sup>
		表 土	20,000 m <sup>3</sup>
		廃土石	5,000 m <sup>3</sup>
		ヘドロ	30,000 m <sup>3</sup>

#### 審査基準

##### 第2 砂利の採取

###### 1 採取の量

採取の量は、特に災害の防止の見地に立って過大なものとならないよう、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 砂利の賦存量

(2) 採取の方法

(3) 採取機械、水洗機械及び選別機械その他の設備の能力

- |   |
|---|
| (4) 作業時間及び作業人員<br>(5) 採取場の自然状況による採取の難易度<br>(6) 砂利を搬出する際の積込み能力<br>(7) 主要道路に至るまでの搬出路の状況 |
|---|

ウ 「採取の期間」について

- (7) 採取の期間は、別表2の各地域振興事務所並びに産振課管内のブロック別認可期間と調整し、原則として1年以内の期間とする。なお、ブロック別認可期間との調整の様子は次のとおりとする。
- a 採取期間が採取完了まで6ヶ月未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。
  - b 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが6ヶ月以上である場合は、当該終期までの期間とする。
  - c 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが6ヶ月未満であり、当該終期を越えて1年以上採取が継続される場合には、次年のブロック別認可期間の終期までとする。この場合関係書類（図面）において申請時ブロック別認可期間内で掘削する区域等と次年のブロック別認可期間内で掘削する区域等を明確にすること。
  - d 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが6ヶ月未満であり、当該終期を越えて採取が継続されるが、採取完了まで1年未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。
- (イ) 優良な採取場として認められた場合は、3年以内の期間とすることができる。  
「優良な採取場として認められた」とは、認可期間特例審査会を経て優良な採取場と認められたことをいう。

エ 「砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」について

使用する重機類に一覧表（別紙様式5）と作業の各工程ごとに従った説明書（別紙様式6、別紙様式7及び別紙様式8）を作成し添付するものとする。

したがって、申請書の記載欄には特に必要がある場合を除くほか次の例に従って記載すること。

- (例) (1) 使用重機類  
別添使用重機類一覧表のとおり。
- (2) 掘削工程  
別添掘削工程説明書のとおり。
- (3) 洗浄工程  
別添洗浄工程説明書のとおり。
- (4) 廃土等処理工程  
別添廃土等処理工程説明書のとおり。
- (5) 製品搬出工程  
土砂の積込に際しては、適正積載量を遵守し、完全シート掛けを実施する。  
その他は、別添製品搬出方法等説明書のとおり。  
「採取の方法」とは、「機械掘り」、「手掘り」をいう。

オ 「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、災害防止措置についての説明書（別紙様式9）を作成し添付するものとする。したがって、特に必要がある場合を除くほか、次の例に従

って記載すること。

(例) 別添防災施設説明書のとおり。

防災施設平面図、集水区域図（前2図は見取図Ⅱと併用可）、沈砂池容量計算書、防災施設構造図を添付する。

カ 「採取をした砂利の水切り方法及び設備その他の施設に関する事項」については、特に必要がある場合を除くほか、次の例に従って記載すること。

(例) 別添洗浄工程説明書の「水切り」の項のとおり。

## (2) 目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

作成要領第1の1の「認可申請の際に提出すべき書類」の(1)から(35)の全てを列記し、書類に付けたインデックスと一致させる。該当がないものは「該当なし」と表記する。

## (3) 業者登録通知書の写し

知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があった者については、当該変更事項について登録簿に記載した旨の通知書を複写したものとする。

## (4) 誓約書

誓約書（別紙様式1）を作成すること。なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア 法人化組合の組合員が別表3による当該組合の管轄区域で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付する。参考様式：23ページ

イ 法人化組合の組合員が前記アの区域以外で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書とあわせて、採取場区域を管轄する法人化組合の長の承諾書を添付する。

ただし、採取場区域を管轄する法人化組合が二以上ある場合は、承諾書発行組合は他方の法人化組合と協議することとする。

ウ 砂利（土石）採取業者の組合に加入できない大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社）が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業2社の保証書を添付する。

## (5) 隣接地同意書

掘削区域に隣接する土地の所有者（その土地について、用益物権契約または賃貸借（使用貸借）契約が締結されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。）の隣接地同意書（別紙様式2）の写しを添付すること。

なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については、同意書又は承諾書を添付すること。

また、所定の書式による隣接地同意書のほか、採取に関する他の同意書類によることも可とする。

(例) 賃貸借契約書、林地開発許可申請書用の開発行為同意書等

共有地については、原則として共有者全員の同意を得ること。ただし、所在不明等の理由により一部の共有者から同意を得ることが困難な特別な事情がある場合は、その共有者の同意書に代えて次の書類を添付すること。なお、この取扱いは、「土地等の使用収益に関する契約書の写し」にも適用する。

ア 地区共有地の場合は、代表者名の同意書、地区総会議事録等経緯がわかる書面及び同意を得られない理由

並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と代表者連名の誓約書

イ その他の共有地の場合は、登記事項証明書、共有持分の明細総括表及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と他の共有者連名による誓約書

ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、疎明書を添付することにより、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

- 1 同意書の同意年月日は必ず記入する。
- 2 同意期間は後日のトラブルを避けるため記入する。(日付のほか「今回認可の終了まで」「採取終了まで」等と表記する。)
- 3 「掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30m以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地」について、同意書の添付を省略した場合は、別紙(25ページ)を参考に隣接地同意書を省略した地番と掘削による影響が及ばない状況を記載した書面を提出する。
- 4 土地所有者が死亡している場合は、「(8)土地等使用収益に関する契約書の写し」のなお書きに準じて作成する。

#### (6) 使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録(別紙様式3)を作成すること。なお、所有権者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

1筆の土地について複数の使用目的がある場合は、主たる使用目的によって「使用目的」欄に従い区分し、「備考欄」に従たる目的を記載することで、地番の重複記載がないように整理することは差し支えない。

#### (7) 土地の登記事項証明書(登記簿謄本)

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てについてのものとする。

掘削区域を除く採取場区域の自己所有地の登記事項証明書(土地登記簿謄本)は、添付した採取計画の認可期間の終了日の翌日から2年間の申請では疎明書をもって代えることができる。

登記事項証明書(土地登記簿謄本)の証明年月日が申請受付日から3か月以内であること。

#### (8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し

土地、建物及び水の使用並びに土砂等の採取(以下「土地等の使用収益」という。)に関して契約が締結されている場合は、その契約書(水利組合、漁業協同組合等の同意書又は承諾書を含む。)を複写したものとする。なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

- 1 掘削区域の使用権原の確認のため、所有者との山砂売買契約書、掘削同意書等の写しを提出する。
  - (1) 契約書等は契約年月日、当該地番が記載された掘削権原を証する内容とし、契約者の押印がされたものとする。
  - (2) 契約・承諾の期限が記されている場合は、期限は認可申請期間内に切れないこと。切れる場合は、更新の契約等が必要。ただし、期限が「採取終了まで」等とされている場合は、無期限と判断する。

- 2 掘削により土地の形状が変更され土地の価値が変化する可能性があるため、掘削区域の抵当権者・根抵当権者の掘削同意書の写しを提出する。
- 3 採取場区域の使用権原の確認のため、土地賃貸借契約書、土地使用承諾書等の写しを添付する。
  - (1) 契約書等は契約年月日、当該地番が記載された土地使用の権原を証する内容とし、契約者の押印がされたものとする。
  - (2) 契約・承諾の期限が記されている場合は、期限は認可申請期間内に切れないこと。切れる場合は、更新の契約等が必要。ただし、期限が「採取終了まで」等とされている場合は、無期限と判断する。
  - (3) 掘削終了後も採取場区域として使用する場合があるが、土地使用は掘削行為に包含されるので掘削同意書等の写しの提出で代えることができる。
  - (4) 土地所有者（共有を含む）が行方不明の場合は、権原取得ができないので、原則として採取場区域に含めることはできない。
- 4 洗浄用として用水を使用する場合や場内の雨水などを場外に排出する場合は、用排水路管理者や漁業権者の同意を得て、その写しを添付すること。
- 5 共有地については、(5)隣接地同意書に準じて作成すること。

#### (9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関する行政庁が発行した許認可の通知書又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。ただし、農地法（農地転用許可）、森林法（林地開発許可）、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（小規模林地開発行為の届出）及び法定外公共物管理条例（占使用許可、生産物採取許可等）については、受付印のある申請書の複写したものとするができる。

赤道、青道等については、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により国有財産措置特別法が改正され、市町村へ譲与された。このため現在は、市町村が法定外公共物の管理に関する条例を制定し、許可等を行っている。

##### 1 林地開発許可等

砂利採取は山林で行われる場合が多く、森林法の対象となる例が多い。

開発面積が1ha超の場合は県の林地開発許可、0.3ha以上1ha以下では県への小規模林地開発行為の届出並びに市町村長への伐採届、0.3ha未満では伐採届が必要となる。

- (1) 林地開発許可の場合は許可書の写し、小規模林地開発行為の届出及び伐採届の場合は届出書の写し（受付印あり）を添付する。なお、林地開発の目的は原則として砂利採取となっていること。
- (2) 開発の期間が、認可申請期間内に切れる場合は期間変更届の写し（受付印あり）を添付する。

##### 2 農地転用許可

採取場内に農地がある場合は、転用許可が必要となるので、許可書の写しを添付すること。

なお、許可の期限が認可申請期間内に切れる場合は、期間変更にかかる承認申請の手続きを行う旨の誓約書を添付すること。

##### 3 埋蔵文化財の確認

掘削区域について、埋蔵文化財の有無及びその取扱いについて、市町村教育委員会に確認し、回答書の写しを添付する。

- (1) 過去に1度確認されていればよく、照会者は申請者でなくともよい。
- (2) 文化財確認後に、分筆や赤道払下げ等により新たに地番を持った筆がある場合は、回答書に記載

された元地番等との関係を証する資料を添付する。

遺跡がある場合は、発掘調査終了の確認通知が必要である。

#### 4 境界確定

公道や赤道、青道と採取場区域が接する場合、境界を明確にするために道路管理者や市町村長との境界確定協議書等の写しを添付する。

#### 5 赤道の掘削に係る法定外公共物採取等

(1) 赤道を掘削する場合は、土砂を買い受ける法定外公共物採取許可が必要となるので、市町村長の許可書の写しを添付する。

(2) 赤道は復元が必要となる。また、付け替えを行う場合があるので、見取図Ⅱに表示すること。

#### 6 公共用財産使用許可

(1) 市道、赤道、水路（青道）等を占有して使用する場合等は、公共用財産使用許可等が必要となるので、許可証等の写し（許可条件は別函等を含む。）を添付すること。

(2) 許可の期限が認可申請期間内に切れる場合は期間変更の手続きを行う旨の誓約書を添付すること。

#### 7 その他の許可等

洗浄施設がある場合は規模等により、環境関係の届出が必要となる。騒音・振動規制法関係、水質汚濁防止法関係、揚水関係等の届出がされている場合は届出書等の写しを添付する。

その他の許可等としては次のようなものがあるので、写しを添付すること。

道路工事施工承認書（搬出経路の公道を拡幅、舗装など実施する場合）

一般粉じん発生施設設置届出書（大気汚染防止法：堆積場、ベルトコンベア、ふるい）

特定施設の設置届受理書（水質汚濁防止法：洗浄施設）

市町村公害防止条例、環境保護条例等に基づく届出書等（騒音、振動、井戸、揚水施設等）

### (10) 砂利採取監督計画書

規則第3条第2項第6号に規定する事項について砂利採取監督計画書（別紙様式4）を作成すること。

### (11) 使用重機類一覧表

採取場で使用する重機類について使用重機類一覧表（別紙様式5）を作成すること。

重機の規格・数量等は掘削量等と比べ妥当なものであること。また、前回申請計画と比べ変動に合理性があること。

### (12) 掘削工程説明書

表土の除去から原石（切込を含む。）の積込みまで（掘削区域と洗浄場所とが離れているためトラック等により道路を経て原石を搬出している場合は、搬出までを含む。）について、掘削工程説明書（別紙様式6）を作成すること。

審査基準

第2 砂利の採取

3 災害防止の方法等

砂利採取計画の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 表土の除去等

- ア 表土の除去にあつては、隣接地が侵食されないものとなっていること。
- イ 除去した表土の堆積にあつては、次のいずれにも適合するものであること。
  - (ア) 地形に応じて、築堤、板囲い、土留めその他の施設を設置すること等により、堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないものとなっていること。
  - (イ) 降雨によって表土が砂利採取場外へ流出するおそれがある場合は、緩衝地帯を確保し、又は強固な防護壁を設置するものであること。
- ウ 乾燥による表土の飛散を防止するため、周辺の状況に応じて、砂利採取場内への散水、防砂ネットの設置その他の必要な措置を講じるものであること。
- エ 森林の復元その他の災害の防止及び農地の復元その他の他の産業の利益の保全に必要な表土を確保するものであること。

- 1 人員等が作業量に比べ妥当なものであること。
- 2 表土、原石の堆積場の位置、範囲が見取図Ⅱと一致すること。

(13) 洗淨工程説明書

ホッパー投入から製品積み込みまで及び汚濁水の処理について、洗淨工程説明書(別紙様式7)を作成すること。

審査基準

第2 砂利の採取

3 災害防止の方法等

(4) 水洗、選別等

ア 水洗に必要な水の確保

- (ア) 砂利を洗淨するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水その他の水の利用に悪影響を与えないように行うものであること。
- (イ) 特に、砂利採取場の周辺の井戸水その他の水源が枯渇するおそれのある地域では、洗淨水の還流方式を採用するものであること。

イ 汚濁水の処理方法

洗淨汚濁水は、次に掲げるところにより、汚濁水処理装置又は沈殿池を設置し、処理を行うものであること。

(ア) 汚濁水処理装置を設置する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。

- a 汚濁水処理装置の能力は、砂利の採取量に応じたものであること。
- b 沈降剤及び凝集剤は、当該汚濁水処理装置に合った薬剤を使用し、かつ、必要な洗淨水を得るに足る量を投入するものであること。

(イ) 沈殿池を設置する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。

- a 沈殿池は、周辺の状況に応じ、人家及び公道に被害を及ぼさないよう一定の距離を確保することその他の適切な安全対策をとるものであること。
- b 沈殿池は、地中に掘り込んだものであること。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合は、地形及び付近の状況を考慮し、安全な場所に設置する限りにおいて、土えん堤により囲われた沈殿池とすることができる。

- c 洗淨汚濁水を沈殿池に滞留させる場合の最高限度は、当該沈殿池の容量の7割（特殊な構造の沈殿池にあつては、砂利採取場内から洗淨汚濁水が流出しないことを個別に勘案して得られた率）とするものであること。
- d 沈殿池は、特別のやむを得ない事由がある場合を除き、2つ以上設けること。この場合において1つの沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して他の沈殿池に移行し、使用を中止した沈殿池は再使用できる状態に復元するものであること。
- e 沈殿池には、沈降処理剤をその定められた用法、用量及び滞留日数に従って投入するものであること。
- f 沈殿池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないものであること。
- g 掘り込み式の沈殿池にあつては、沈殿池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置されているものであること。
- h 土えん堤は、水圧その他の外部からの圧力又は衝撃に耐え得る強度を有しているものであること。

- 1 人員等が作業量に比べ妥当なものであること。
- 2 施設の位置等が見取図Ⅱと一致すること。

#### (14) 廃土等処理工程説明書

表土、廃土、石及びヘドロの処理（廃棄することを含む。）について、廃土等処理工程説明書（別紙様式 8）を作成すること。

##### 審査基準

##### 第2 砂利の採取

##### 3 災害防止の方法等

##### (1) 表土の除去等

- ア 表土の除去にあつては、隣接地が侵食されないものとなっていること。
- イ 除去した表土の堆積にあつては、次のいずれにも適合するものであること。
  - (ア) 地形に応じて、築堤、板囲い、土留めその他の施設を設置すること等により、堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないものとなっていること。
  - (イ) 降雨によって表土が砂利採取場外へ流出するおそれがある場合は、緩衝地帯を確保し、又は強固な防護壁を設置するものであること。
- ウ 乾燥による表土の飛散を防止するため、周辺の状況に応じて、砂利採取場内への散水、防砂ネットの設置その他の必要な措置を講じるものであること。
- エ 森林の復元その他の災害の防止及び農地の復元その他の他の産業の利益の保全に必要な表土を確保するものであること。

##### (4) 水洗、選別等

##### ウ ヘドロの処理

- ヘドロの処理の方法は、次に掲げる事項に適合するものであること。
  - (ア) ヘドロは、安全な場所において、再度ヘドロ状態とならないようにするため十分な期間堆積することにより水分を除去した後に、処分するものであること。
  - (イ) ヘドロの堆積場所には、板囲いの設置その他のヘドロが流出することを防止するための措置が施されているものであること。

表土、廃土を有効活用する場合はその内容を記載すること。

#### (15) 防災施設説明書

採取活動に伴って予見される災害の防止措置について、防災施設説明書(別紙様式9)を作成すること。

なお、この説明書には、それぞれの防災施設(例 排水溝、板囲い、築堤等をいう。)の構造図を添付するものとする。

##### 審査基準

##### 第2 砂利の採取

##### 3 災害防止の方法等

##### (5) 砂利の堆積

砂利は、平坦な区域に堆積するものであること。ただし、やむを得ず全部又は一部が平坦でない区域に堆積する場合は、土留めの設置その他の崩壊又は降雨により砂利採取場外への砂利の流出を防止するため必要な措置を講じるものであること。

##### (6) 水切り

砂利採取場から砂利を搬出するに当たっては、あらかじめ、水切り場における砂利の水切りその他の砂利の運搬時に砂利運搬車から水が滴ることを防止するため必要な措置を講じるものであること。

防災施設説明書の付属書類として、防災施設平面図、集水区域図(前2図とも見取図Ⅱと併用可)、沈砂池容量計算書、防災施設構造図を添付し、次の事項に留意して作成する。

1 採取場内の雨水は、場外に流出させないことを原則としており、浸透沈砂池等の適切な沈砂池を計画する。

認可条件においては、泥水の流出、沈澱池及び汚濁水処理施設からの汚濁水・汚泥等を採取場の外部に放流しないこととしている。

2 沈砂池周りの防護柵、採取場の境界柵、排水溝等を適切に設置する。

3 集水区域図は、等高線による分水嶺や場内の排水路・傾斜から流下方向を確認して、場外からの流入区域を含め集水区域の区画を記載する。

4 沈砂池容量計算書は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」等を使用して、各集水面積から必要容量を算定する。

5 沈砂池の構造を記載し、容量を算定し、必要容量を満たすものであること。

掘削の段階毎に位置、構造等を変える施設(沈砂池等)は、それぞれの段階毎に表示すること。

雨水調整池の容量は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を準用し、必要洪水調整容量(集水面積1haあたり、千葉市・柏市などの北西部は1,300 m<sup>3</sup>、香取市、東金市、君津市等は1,450 m<sup>3</sup>、勝浦市、館山市、銚子市などの東部・南部は1,600 m<sup>3</sup>)に設計堆積土砂量150 m<sup>3</sup>/ha年を加える。(林地開発許可では、設計堆積土砂量は300 m<sup>3</sup>/ha年とされている。)

#### (16) 製品搬出方法等説明書

製品の搬出手段、能力等について、製品搬出方法等説明書(別紙様式 10 及び様式 11)を作成すること。

- 1 トラックは、掘削総量・製品量に比べ十分な台数であること。
- 2 1日あたり平均搬出量、販売先の数量が認可申請量と整合すること。
- 3 出入車両一覧表が添付されている場合は、合計台数と整合すること。
- 4 「製品の搬出にあたって、採取場内で車輪などについての土砂を完全に落とす具体的な対策」等を説明する別紙を添付すること。

#### (17) 災害防止管理系統図

採取場の災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

記載例を参考にして、役職名及び氏名を記入し、業務主任者の資格を有している者については、※印で表示するものとする。

#### (18) 位置図(見取図 I と併用可)

採取場の位置を縮尺 5 万分の 1 に朱書きすること。

ただし、見取図 I と併用する場合は、縮尺 1 万分の 1 以上とする。

全ての図面の右下に下の例のとおりインデックス番号・タイトル等を表示すること。

(例)

インデックス番号	No 23
図面種別	位置図(見取図 I 併用)
縮尺	1:200
採取場所在地	千葉市中央区市場町1番地先
事業者名	〇〇株式会社
作成年月日	〇年 〇月 〇日
作成者	〇〇測量設計 〇〇 △□

#### (19) 公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。また、公図を作成した年月日及び作成者氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は、組み合わせ1枚のものとして作成するものとする。

正確には「公図写し(組み合わせ図)」であるが作成要領では「公図」と表記している。

- 1 公図は登記所で調べて作成し、作成年月日は申請受付日から3か月以内であること。
- 2 採取場に隣接する地番についても表示し、地番、地目及び所有者名を記載すること。

#### (20) 見取図(I) (位置図と併用可)

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

ア 建築物(役場、学校、人家等)

イ 道路(国道、県道、市町村道、その他の道路)

- ウ 河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
- エ 農地
- オ 山林
- カ 原野
- キ 雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道又は県道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

- 1 作成者氏名及び作成年月日を記載すること。
- 2 記載例を参考にして、搬出経路において重量制限等の通行規制がある場合は記載すること。なお、製品搬出方法等説明書の記載と一致する。
- 3 縮尺1万分の1以上とし、主要施設等には名称を記載すること。近隣採取場を表示すること。

#### (21) 見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在箇所を図中に表示すること。

- ア 事務所
- イ 洗浄装置
- ウ 汚濁水処理装置
- エ 沈殿池
- オ 取水箇所
- カ 通水工作物（清澄水、汚濁水、製品しぼり水）
- キ 排水施設（雨水等）
- ク 出入口
- ケ 危険標識
- コ 擁壁、柵、築堤
- サ 採取場区域内（搬出入路を除く。）の一番低い箇所（以下「掘削の基準点」という。）及びその標高
- シ 掘削区域（掘削の基準点よりも深く掘削する（以下「深掘り」という。）区域がある場合は、その区域を明示すること。）
- ス 原石、製品の堆積場の区域
- セ ヘドロの乾燥場の区域
- ソ 表土、廃土石及びヘドロの捨場（盛土箇所含む。）の区域

- 1 現況地形を等高線表示し、採取場及び周辺の地形が把握できるようにすること。
- 2 掘削区域について、計画のり面、小段の形状が把握できるよう作図すること。掘削のり面、小段は審査基準どおりに計画すること。
- 3 砂利採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、公共物件及び家屋その他の隣接物件並びに隣接地から4メートルを標準とした保安距離（次に掲げる物件及び隣接地に対しては、それぞれ次に掲げる保安距離）を隔てた上で、掘削を行うものであること。
  - (1) 公共物件及び特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、万一の崩壊による影響の重大性に鑑み、4メートルを下回らない保安距離であること。
  - (2) 隣接地に対しては、砂利採取計画に盛り込まれた掘削箇所により、隣接地の崩壊のおそれがないものと認められる場合に限り、4メートルを下回る保安距離として差し支えないこと。理由書及び横

断面図等を添付すること。

- (3) 林地開発許可上の残置森林幅が保安距離以上設定されている場合はその計画によること。
- (4) こう配が30度以上かつ垂直距離が2メートルを超えるのり面は、建築基準法施行条例(がけ条例)に定める「がけ」となり、のり上に建築規制があることに留意して、保安距離を確保すること。
- 4 採取場内(搬出入路を除く)の最も低い標高以上の位置に基準点を設定し、図示する。計画地盤高は基準点以上とすること。
- 5 掘削区域が基準点から遠く、掘削計画高が現場で確認できない場合は、掘削区域近くに高さの基準(丁張等)を設け、図示する。
- 6 深掘りがある場合は、その区域を表示する。
- 7 深掘りをする場合、その深さは、掘削基準点から10メートル以内(ボーリング調査その他の調査により砂利層が確実に10メートルを超えて存在していること及び地下水が存在しないことが証明されている場合に限り、掘削基準点から15メートル以内)であること。
- 8 沈砂池、製品堆積場、表土置場、防護柵等を表示する。
- 9 農地は、農地として復元を要するので、農地の区域がのり面となる計画、沈砂池となる計画は認められない。
- 10 砂利採取と隣接して残土事業を行う場合は、公道まで別に搬入路を設ける。
- 11 稜線を掘削する場合は、降雨の分水嶺(雨水が流下する境)を変更しないよう堰堤等を設ける。
- 12 次のものについても、表示すること
  - (1) 表示・標識(採取場標識、採取場区域表示、掘削区域表示、丁張り)
  - (2) 洗浄プラント(薬品混合槽、変電室、ホッパー、ベルトコンベア、トロンメル、洗浄汚濁水パイプ、循環水パイプ、揚水ポンプ、洗浄水補給パイプ、沈殿池、沈殿槽、汚泥処理装置、ヘドロ乾燥場、ヘドロ捨場)
  - (3) 通路・柵(有刺鉄線、通路、道路側溝、コンクリート板囲い、ブロック塀)
  - (4) その他(洗車ピット、台貫、沈砂池、仮沈砂池、場内排水溝、しぼり水排水溝、表土置場、製品堆積場、給油施設、危険物取扱場所等)
- 13 作成者氏名及び作成年月日を記載すること。
- 14 見取図Ⅱは計画完成時点の図面である。このため、掘削過程で位置、構造等の異なる施設(沈砂池等)はそれぞれ設置時期を付記して表示すること。なお、表示が重なり不明瞭な場合は、別図とすること。
- 15 表土・製品置場等はその区域を表示すること。
- 16 施設等は図に名称を書き込むか、凡例を設けること。

掘削区域を示す旗等を設置することは認可条件となっている。

## (22) 実測平面図(見取図(Ⅱ)と併用可)

採取場の平面が明らかにわかる縮尺(原則として5百分の1)の実測図面(等高線表示のもの)とし、掘削区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、3ヶ月を単位とする掘削予定区画を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を追加するものとする。

- 1 現況地形を等高線表示し、採取場及び周辺の地形が把握できるようにすること。

- 2 掘削区域について、計画法面、小段の形状が把握できるよう作図すること。
- 3 縦断線は掘削区域のほぼ中央の長辺とする。横断線は縦断線の掘削端を含み、間隔は20m以下とし、現況地形及び掘削法面形状の変化点へも設定すること。
- 4 3か月を単位として掘削予定区域を表示する。表示が重なり不明瞭な場合は、別図とする。
- 5 作成者氏名及び作成年月日を記載すること。
- 6 見取図Ⅱと併用して作図した場合でも、等高線や筆界が容易に判別できるようにしなければならない。
- 7 現況地盤高及び計画地盤高を表示すること。

#### (23) 実測縦断面図及び(24) 実測横断面図

掘削区域が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、掘削区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

- 1 盛土による成形がある場合は、掘削及び盛土計画地盤面を記入すること。
- 2 作成年月日及び作成者氏名を記載すること。
- 3 実測縦断面図は、
  - (1) 実測平面図と照合し、現況地形及び掘削面が整合していること。
  - (2) 深掘りがある場合は、深掘り部が区分されていること。
- 4 実測横断面図は、
  - (1) 実測平面図と照合し、現況地形及び掘削面が整合していること。
  - (2) 深掘りがある場合は、深掘り部を区分し、断面積を別に記載すること。

#### (25) 求積図

掘削区域について作成すること。

採取場区域についても作成すること。なお、実測平面図に測定方法及び測定結果を記入することで求積図にかえることができる。

#### (26) 採取量計算書

実測縦・横断面図に基づき、採取量の計算書を作成すること。

- 1 別紙様式12を参考に作成すること。
- 2 深掘り計画がある場合は、(29)採取量計算書のみを提出すること。

#### (27) 貸借対照表

最近の決算にかかるものを複写したものとする。

#### (28) 深掘地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し

深掘りをしようとする場合は、その深掘地の地権者との間に埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書を締結し、その契約書の写しを添付すること。

ただし、申請者所有地においては、この限りではない。

(29) 採取量計算書

実測横断面図に基づき、採取量の計算書を作成する。ただし、採取量計算を行うときは表土の部分・掘削の基準点までの部分及びそれより下の深掘り部分に分けて採取量計算を行うこと。(別紙様式 12)

深掘り計画がある場合に作成する。

(30) 埋戻土砂確保計画書

深掘りをしようとする箇所については、災害防止の観点から掘削後、埋戻しを行うものとしているが、このときの埋戻土砂については、埋戻土砂確保計画書(別紙様式 13)を添付すること。

(31) 埋戻土砂確保証明書

埋戻土砂が、場内表土等のみでは不足する場合、自社の他の採取場の土砂、購入土砂又は譲渡土砂により充当することになるが、その場合については、自社、購入元又は譲渡元の証明(別紙様式 14)を添付すること。

土砂の搬入については、残土条例が適用になる場合があるので留意すること。

(32) 砂利賦存状況調査結果証明書

掘削区域を掘削の基準点よりも下に 10 メートル以上 15 メートル程度までの深掘りをしようとする場合は、深掘り計画区域内の砂利の賦存状況をボーリング等により調査し、砂利が賦存することを証明する砂利賦存状況調査結果証明書(別紙様式 15)を添付すること。

また、この調査の調査地点については、深掘り計画区域全体の砂利の賦存状況を把握できるような適正な個所を選定するものとし、深掘りしようとする掘削区域 1 ヘクタール当たり 1 ヶ所以上の調査地点で調査を実施し、掘削区域が 1 ヘクタール未満の場合は、1 ヶ所実施するものとする。

ただし、この証明書は深掘りの計画区域内の地下水の有無及び深掘り計画区域内の深掘り計画深度に地下水がある場合は、水位の位置を明確にしたものでなければならない。

(33) 中期事業計画書及び中期事業計画平面図

ア 中期事業計画書(別紙様式 16)を作成すること。

(ア) 計画書は、6 年以上採取する場合は 6 年間、それ以外の場合は採取する全期間について作成すること。

2 年目以降の申請時には、当初の計画書の実績欄に実績(又は実績見込み)の数値を記入すること。

7 年目の申請時には新たな計画書を作成するとともに、6 年間の実績(又は実績見込み)の数値を記入した前計画書を添付すること。

(イ) 「採取場面積(うち拡大面積)」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をカッコ書きで記入すること。

(ロ) 「事業上必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂池、調整池、ヘドロ池、沈殿池、製品置場、表土・廃土の置場、保安距離の確保に必要な場所、搬出入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。

(ハ) 「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。

(ニ) 「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。

(ホ) 「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。

(キ) 「林地開発の事業区域面積（林地開発許可面積）」欄には、森林法に基づく事業区域面積を記入すること。

なお、林地開発許可を受ける場合は、許可面積をカッコ書きで記入すること。

(ク) 許可期間ごとの面積は、次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削地以外の面積

掘削地以外の面積＝事業上必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、

廃止面積＝採取場面積

とすること。

計画欄の数値は砂利の採取についての権限の取得の状況等により中期事業計画を変更せざるを得ない状況が生じた場合、随時変更できるものとする。

ただし、変更後の計画の審査に当たっては、変更前の計画に比べ植栽緑化や一部廃止の計画が後退しないことを原則とし、単なる植栽緑化の遅延を理由とした変更は認めないものとする。

なお、変更内容について林地開発許可担当部署と調整を図ること。

イ 中期事業計画平面図を作成すること。

(7) 中期事業計画平面図は、中期事業計画書に記入した全期間について、各期間別に作成すること。

中期事業計画平面図は、中期事業計画書を提出する際に添付すること。

(イ) 中期事業計画平面図は、採取場区域、拡大区域、植栽緑化等区域（既に植栽緑化等を実施した区域も含む。）、廃止区域を色分け等により明示すること。

(ウ) 中期事業計画平面図は、比較が出来るよう縮尺を統一し、数年分を並べて作成すること。

(34) 長期構想書及び長期構想図

ア 今後10年以上継続して採取する場合は、長期構想書（別紙様式17）を作成すること。

イ 長期構想図の作成及び提出は、中期事業計画書を新たに作成する年に行うこと。

(7) 長期構想図は、長期構想書の内容に沿って作成すること。

(イ) 長期構想図は、1年目の採取場区域、10年間の採取予定区域、10年後の採取場区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

(35) その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

採取期間延長の変更認可申請で、その理由を「掘削できなかつた土量がある。」とした場合は、採取土量が残っていることを示す採取土量計算書等を提出すること。

附則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成6年7月22日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年8月12日から施行する。

附則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月9日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

備考. 採取計画認可申請書及び関係図面等の作成例は参考のとおりである。

(別表1)

関係機関照会用申請書類	提出部数	
	産振課審査の場合	左以外の場合
位置図、見取図Ⅰ、見取図Ⅱ、 使用土地目録	原則として各8部	原則として各5部
公 図	原則として 7部	原則として 4部
中期事業計画書、中期事業計画平面図、長期構 想書、長期構想図	原則として 4部	原則として 1部
製品搬出方法等説明書	原則として 2部	原則として 2部
実測平面図、実測縦断面図、 実測横断面図、採取量計算書	原則として各1部	原則として各1部

\*採取場や主な搬出路が複数の市町村や地域振興事務所等に及ぶ場合は、提出部数の追加が必要。

(別表2)

管 轄	ブロック名	市 町 村 名		認 可 期 間
産振課	—	市原市	国道297号線(市原橋~牛久交差 点)及び県道市原天津小湊線	以東 8月1日~7月31日
			以西 11月1日~10月31日	
葛南地域 振興事務所	A	船橋市・市川市・浦安市		10月1日~9月30日
	B	八千代市・習志野市		11月1日~10月31日
東葛飾地域 振興事務所	A	松戸市・鎌ヶ谷市・柏市(旧沼南町を除く)		2月1日~1月31日
	B	我孫子市・柏市(旧沼南町)		7月1日~6月30日
	C	野田市・流山市		4月1日~3月31日
印旛地域 振興事務所	A	酒々井町・富里市・八街市・成田市(旧下総町)		10月1日~9月30日
	B	佐倉市・四街道市・成田市(旧大柴町)		12月1日~11月30日
	C	成田市(旧下総町及び旧大柴町を除く)		2月1日~1月31日
	D	白井市・栄町		4月1日~3月31日
	E	印西市		6月1日~5月31日
香取地域 振興事務所	A	香取市(旧佐原市)		7月1日~6月30日
	B	神崎町		9月1日~8月31日
	C	香取市(旧栗源町)・多古町		1月1日~12月31日
	D	香取市(旧小見川町・旧山田町)・東庄町		3月1日~2月28日
海匝地域 振興事務所	A	銚子市		3月1日~2月28日
	B	旭市		7月1日~6月30日
	C	匝瑳市		11月1日~10月31日
長生地域 振興事務所	A	茂原市		9月1日~8月31日
	B	長柄町		11月1日~10月31日
	C	長南町		1月1日~12月31日
	D	睦沢町・一宮町		3月1日~2月28日
	E	白子町・長生村		5月1日~4月30日
山武地域 振興事務所	A	東金市・大網白里市		11月1日~10月31日
	B	山武市(旧山武町・旧成東町)・九十九里町		7月1日~6月30日
	C	山武市(旧松尾町・旧蓮沼村)・芝山町・横芝光町		3月1日~2月28日
夷隅地域 振興事務所	A	大多喜町・勝浦市		12月1日~11月30日
	B	いすみ市・御宿町		10月1日~9月30日
君津地域 振興事務所	A	木更津市・袖ヶ浦市		2月1日~1月31日
	B	富津市(旧天羽町)		4月1日~3月31日
	C	君津市(旧君津町・旧小糸町・旧清和村)		12月1日~11月30日
	D	富津市(旧富津町・旧大佐和町)		6月1日~5月31日
	E	君津市(旧小櫃村・旧上総町)		7月1日~6月30日
安房地域 振興事務所	A	鋸南町		12月1日~11月30日
	B	館山市		7月1日~6月30日
	C	鴨川市		4月1日~3月31日
	D	南房総市		9月1日~8月31日

(別表3)

### 各法人化組合管轄区域一覧表

(各組合の管轄区域は平成17年4月1日時点の市町村とする)

組合名等	管轄区域
千葉土砂採取業協同組合	千葉市、市原市、八千代市、習志野市の区域
東葛飾土砂採取処理協同組合	船橋市、市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市、我孫子市、柏市、野田市、流山市の区域
印旛郡市土砂採取業協同組合	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、本埜村、印旛村の区域
佐原地区砂採取協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
香取郡市土採取業協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
海匝土砂採取業協同組合	銚子市、旭市、海上町、飯岡町、八日市場市、野栄町、光町の区域
山武郡市土砂採取業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武建設砂事業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武地区土砂協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
長生郡市土砂採取業協同組合	茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、白子町、長生村の区域
夷隅郡市土砂採取業協同組合	勝浦市、大多喜町、岬町、夷隅町、大原町、御宿町の区域
安房郡市土砂採取業協同組合	館山市、鋸南町、富山町、富浦町、三芳村、鴨川市、白浜町、千倉町、和田町、丸山町の区域
かずさ山砂採取協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域
千葉県中部山砂事業協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域

様式 1

誓 約 書

この認可申請に対して認可があった場合は、操業にあたり認可採取計画（認可条件を含む。）および関係法令を遵守し、安全操業に努め、砂利採取に伴う災害を発生させないことを誓約します。

年 月 日

誓約人 住 所

氏名又は名称  
(法人にあつては代表者名を含む)

# 保 証 書

が、この認可申請書に定められた採取計画に基づき操業するにあたり、下記事項を履行しなかった場合、代行することを保証いたします。

## 記

- 1 砂利採取法第21条の規定による認可採取計画（認可条件を含む。）の遵守義務にかかわること。
- 2 砂利採取法第22条の規定による認可採取計画の変更命令にかかわること。
- 3 砂利採取法第23条第1項及び第2項の規定による緊急措置命令等にかかわること。

年 月 日

保証人 住 所

氏名又は名称  
(法人にあつては代表者名を含む)

印

住 所

氏名又は名称  
(法人にあつては代表者名を含む)

印

(注) 文頭には申請者の氏名又は名称（法人にあつては代表者を含む。）を記入すること。

様式2

隣 接 地 同 意 書

が、下記土地の隣接地を掘削することに同意します。

記

市 町 村 名	大 字	字	地 番

※同意期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

年 月 日

所有権者 住 所

氏 名  
(名 称)

印

借地権者 住 所

氏 名  
(名 称)

印

(注)

- 1 文頭には、申請者の氏名又は名称（法人にあつては代表者氏名を含む。）を記入すること。
- 2 所有権者又は借地権者等が2名以上ある場合は、原則として代表者を選任して署名押印すること。  
この場合、代表者選任状を添付すること。
- 3 不要事項は抹消すること。
- 4 2部作成し、1部は所有権者控えとし1部は業者控えとする。
- 5 所有権者（借地権者）が記入すること。
- 6 同意期間を定めた場合は、期間を明記すること。
- 7 所有権者、借地権者が個人の場合、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

隣接地同意書の省略について

下記の土地は、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有した面に接しており、かつ掘削による影響が及ばないので、隣接地同意書を省略しております。

記

掘削区域に隣接する土地の表示	隣接土地が面する採取場区域の境界から掘削区域の外縁までの最短距離 ( $\geq 30\text{m}$ )  (*1)	隣接土地に「掘削による影響が及ばない」理由

(\*1) 実測距離を記載

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名



様式4

砂利採取監督計画書

管理事務所 所在地  
 電話番号  
 業務主任者氏名

区分	監督項目	回数			
		日	週	月	年
掘削作業関係	1 掘削用機械類の整備状況の点検				
	2 掘削方法、法面の状態の点検				
	3 掘削の進行状況の把握				
	4 掘削区域標識、警戒標識、防護柵等の点検				
	5 表土、原石、資材の堆積状況の点検				
	6				
洗浄作業関係	1 洗浄装置の整備状況の点検				
	2 汚濁水処理装置の整備状況の点検				
	3 沈殿池の管理状況の点検				
	4 汚濁水、雨水の排水状況の点検				
	5 製品の堆積状況と水切り状態の確認				
	6 薬品投入量の点検				
	7 ヘドロの堆積、乾燥場の管理状況の点検				
帳簿記載関係	1 帳簿整理状況の確認				
	2 報告書作成状況の確認				
その他	1 周辺の人家、農地、道路等への影響の有無の点検				
	2 作業員出勤状況の把握				
	3 災害防止教育の実施				
	4				
異常時対策関係					

- (注) 1 「回数」欄の記載にあたっては、日、週、月又は年のいずれか1項目に記入すること。  
 2 「監督項目」欄中の空白部分は、必要に応じ適宜記入すること。



様式6

掘削工程説明書

1 掘削方法	ア. スキ取り方式      イ. 階段掘り方式      ウ. その他 (            )				
2 作業日数	日数	日/月		※	
	時間数	夏季	h/d		
		冬季	h/d		
	人員	常勤	人		
		臨時	人		
		計	人		
3 掘削方法	別添実測縦・横断面図面に記載された「計画地盤面」のとおり。 掘削にあたっては安定勾配を維持しつつ掘削する。				
4 掘削後の処理	表土	ア	全部除去搬出済みである。		
		イ	見取図Ⅱ (            ) に盛土したまま置く。		
		ウ	見取図Ⅱ (            ) に一時盛土し、捨場へ搬出する。		
		エ	その他 (            )		
	原石	切込	ア	ほとんど堆積しない。	
			イ	見取図Ⅱ (            ) に一時堆積する。	
洗浄		ア	ほとんど堆積しない。		
	イ	見取図Ⅱ (            ) に一時堆積する。			
		ウ	その他 (            )		

- (注) 1. ※欄は記入しないこと。  
 2. 1. 4欄は、該当するものの記号に○印を付け、(            )に必要な事項を記入すること。  
 3. 「人員」欄中の常勤、臨時は、雇用形態ではなく勤務形態から判断して記入すること。

様式7

洗 浄 工 程 説 明 書

洗 浄	1. 洗 浄 方 式		ア. トロンメル方式    イ. サンドポンプ方式    ウ. その他 (                      )			
	2. 洗 浄 装 置		別添仕様書のとおり。			
	3. 作 業	日 数			日/月	※
		時 間 数	夏 季			h/d
			冬 季			h/d
		人 員	常 勤			人
			臨 時			人
	計				人	
	4. 洗 浄 量		m <sup>3</sup> /h			
	5. 原 石 成 分	砂 利		%	※	%
砂			%	※	%	
ドタン			%	※	%	
ヘドロ			%	※	%	
6. 洗 浄 水	取水箇所	別添見取図Ⅱの (                      )			※	
	投入量				t/h	
7. 水 切 り	場 所	別添見取図Ⅱの (                      )			※	
	時 間				時間	
汚	8. 汚濁水処理方式		ア 循環方式                      イ 放流方式                      ウその他 (                      )			
	9. 汚濁水処理装置		ア 有 (別添仕様書のとおり)    イ 無			
	10. 沈 澱 池		ア 有 (別添構造図のとおり)    イ 無			

この説明書は、2ページにまたがります。

濁 水 処 理	11. 作 業	日 数	日/月			※
		時間数	夏 季	h/d		
			冬 季	h/d		
		人 員	常 勤	人		
			臨 時	人		
			計	人		
12.	汚 濁 水 量	t/h		補 給 水 量	t/h	
13. 薬 品	名 称				※	
	投 入 量	k/h	k/h	k/h		
14.	沈 殿 池 の 清 掃	回/月			※	

(注)

1. ※欄は、記入しないこと。
2. 1. 7. 8欄は、該当するものの記号に○印をつけ、( )に必要な事項を記入すること。
3. 「人員」欄中の常勤、臨時は、雇用形態ではなく勤務形態から判断して記入すること。
4. 「洗浄量」欄は、サンドポンプ方式による場合は、揚水中の原砂の含有率から算出した実揚砂量を記入すること。
5. 「原石成分」欄中のドタンとは、洗浄原石中に含まれた廃土石をいう。
6. 「洗浄水」欄中の投入量は、サンドポンプ方式による場合は、原砂を除いた実揚水量を記入すること。
7. 「補給水量」欄は、循環方式の場合についてのみ記入すること。
8. プラント配置図(組立図)及びフローシートを添付すること。

様式 8

廃土処理工程説明書

表土・廃土	1. 廃棄方法		ア 盛土堆積場を最終的な捨場としてしまう。 イ トラックで捨場へ運搬する。 ウ その他 ( )		
	2. 捨場		ア 有 (別添見取図Ⅱの ( ))      イ 無		
へ     ド     ロ	3. 量		m <sup>3</sup> /d (乾燥前のもの)      ※		
	4. 乾燥	A 乾燥させる	方法	ア 機械使用 (別添仕様書のとおり) イ 天日 (      日間) ウ その他 (      )	
		B 乾燥させない	場所	別添見取図Ⅱの (      )	
	理由		ア (      )により直ちに捨場に輸送するため。 イ 表土と混合して捨場へ運搬するため。 ウ その他 (      )		
	5. 輸送・運搬	沈殿池↓乾燥場	方法	ア ヒューム管 (φ      ) U字溝 (      cm) 使用 イ コンベア (      m <sup>3</sup> /h) 使用 ウ バキューム車 (      k1) 使用 その他 (      )	
		乾燥場↓捨場		ア トラック使用 イ ショベル使用 ウ その他 (      )	
6. 捨場		別添見取図Ⅱの (      )			

(注)

- ※欄は、記入しないこと。
1. 2. 4. 5欄は、該当するものの記号に○印を付け、( )に必要な事項を記入すること。  
なお、4. 欄の記入にあたってはA又はBのうちいずれか不要の欄は×印をつけること。
- 表土・廃土の捨場、へドロの乾燥場、へドロ捨場については、工作物を設ける場合は、その構造図を添付すること。

防 災 施 設 説 明 書

		崩 壊 対 策	排 水 対 策	交 通 対 策
掘 削 工 程	表 土	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。
	原 石	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。
	積 込 ・ 搬 出	/	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。
洗 浄 工 程	プ ラ ン ト 置 場	/	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。
	製 品 堆 積 場	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。
	沈 殿 池	/	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。
表 土 ・ へ ド ロ	処 理 工 程	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。	1 設置してある。 位置見取図Ⅱの( ) 2 設置する予定。 位置見取図Ⅱの( ) 3 設置しない。

- (注) 1. 各欄について、該当するものの数字に○印をつけること。  
 2. 数字の1又は2に○印を付けた場合は、( )に必要な事項を記入し、その工作物の構造図(設置予定のものはその予定年月日を含む)を添付すること。  
 3. プラントとは、洗浄装置及び汚濁水処理装置をいう。

様式 10

製品搬出方法等説明書

搬出手段		1. トラック	2. コンベアー		3. その他		
		t 車 台	巾	m			
		t 車 台	長さ	m			
トラック所有状況		t 車 台	基				
		t 車 台					
		t 車 台					
計量状況		1. 重量 (t)	2. 容量 (m3)		3. その他 ( )		
搬出路の状況	道路区分	私道	市町村道		県道		
	巾員	( ) m ~ ( ) m	( ) m ~ ( ) m		( ) m ~ ( ) m		
	舗装の有無						
	橋梁の有無						
	主な通行規制等 重量制限 運行時間 等						
道路の清掃及び補修の計画							
千葉県土砂運搬適正化対策要綱に基づく届出の有・無		提出年月日	年 月 日	総量	m3 (t)	期間	月 日 ~ 月 日

様式 1 1

製 品 搬 出 方 法

手 段	1. トラック	2. その他
能 力	t 車            台            m3/日	
	t 車            台            m3/日	
	t 車            台            m3/日	
搬 出 量	1 日あたり最大            m3/日	1 日あたり平均            m3/日

別 表

主たる販売先及びその数量

	販売先		砂 利	生コンク		
	都県別	建設業者	販売業者	リート業者	自家消費	その他
採取をした砂利の 都県別の 販売及び その数量		千 m3	千 m3	千 m3	千 m3	千 m3

(注) 販売先が年次契約等により特定できるものは、販売先の会社名、所在地、契約数量等を別記すること。

様式 12

採 取 量 計 算 書

A 表土 (埋戻し用)

測 点	測点間距離 (m)	断 面 積 (m <sup>2</sup> )	平均断面積 (m <sup>2</sup> )	立 積 (m <sup>3</sup> )
計				(m <sup>3</sup> )

## 採 取 量 計 算 書

B 砂利 (埋戻しを要しない箇所より採取する砂利)

測 点	測点間距離 (m)	断 面 積 (m <sup>2</sup> )	平均断面積 (m <sup>2</sup> )	立 積 (m <sup>3</sup> )
計				(m <sup>3</sup> )

## 採 取 量 計 算 書

C 砂利 (埋戻しを要する箇所より採取する砂利)

測 点	測点間距離 (m)	断 面 積 (m <sup>2</sup> )	平均断面積 (m <sup>2</sup> )	立 積 (m <sup>3</sup> )
計				(m <sup>3</sup> )

埋戻土砂確保計画書

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
氏名

当社（私）が砂利取得計画（変更）認可申請している〇〇〇〇採取場については深掘りを計画していません。

については、土砂の確保については下記のとおり計画しています。

また、埋戻し用の土砂の搬入に際しては下記土地の埋戻し土砂を使用し、一般廃棄物、産業廃棄物及びその他有害物質等を搬入しないことを誓約いたします。

記

1 深掘個所の採取量	m3
2 埋戻し用土砂量	m3
(内 訳) 場内表土等	m3
自社の他の採取場の認可土砂	m3
購入（譲渡）土砂	m3

(注) 不要な文字は抹消すること。

埋 戻 土 砂 確 保 証 明 書

年 月 日

千葉県知事

様

購入又は譲渡元事業者 住 所  
氏 名

〇〇〇株式会社が砂利採取計画（変更）認可申請している〇〇〇採取場の深堀箇所の埋戻し用として、当社（私）の現在、砂利（土）採取計画認可を受けている採取場から下記のとおり土砂を搬出することに相違ありません。

記

- 1 採取場名称
- 2 採取場所在地
- 3 砂利（土）採取計画認可番号・認可年月日
- 4 土砂搬出先

※自社の他の採取場から充当する場合は、当該認可申請事業者が自ら証明すること。

(注) 不要な文字は抹消すること。

砂利賦存状況調査結果証明書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

(事業者名)が砂利採取計画(変更)認可申請している〇〇〇〇採取場については、深掘りを計画しています。

そのため、掘削の基準点より10メートルよりも深い部分について、砂利の賦存状況調査を実施したところ、下記のとおりであったことを証明します。

記

- 1 砂利賦存状況調査地点の位置図 (別添のとおり)
- 2 砂利賦存状況の柱状図 (別添のとおり)
- 3 地下水の有無及び水位の位置を明確にした資料 (別添のとおり)

(注) 不要な文字は抹消すること。

様式 16

砂 利 採 取 中 期 事 業 計 画 書

年 月 日作成

事 業 者	住 所			事業所所在地							
	名 称 代 表 者			作 成 者 名	電話番号						
事 業 の 概 要											
採取場の経緯等		採取場周辺の状況		今後の方針・計画	今後の採取期間	その他特記事項					
					1 10年以上 2 10年未満						
関 係 法 令 に 関 す る 許 認 可 等 の 状 況											
農地法関係		森林法関係		文化財関係		その他関係事項					
認 可 期 間 ご と の 計 画	項 目	年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
	採取場面積 (うち拡大面積)										
	掘削面積										
	掘削地以外の面積										
	事業上必要な面積										
	植栽緑化面積										
	農地復元面積										
	その他の面積										
	廃止面積										
千 ㎡	林地開発の事業区域面積 (林地開発許可面積)										
採取場として使用する総面積		千㎡		左のうち自社の所有する面積		千㎡					

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

様式17

砂利採取長期構想書

年 月 日作成

事業者	住所		作成者名	
	名称 代表者		電話番号	
事業所所在地				
1. 今後10年間の採取計画について				
2. 上記計画上の問題（許認可関係、権利関係等）について				
3. 10年後以降の採取の方針について				
4. 廃止後の土地利用計画、方針について				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

# 参 考

(認可申請書及び関係図面等の作成例)

様式第 1

収入証紙はり付け欄

( 消印をしないこと )

※ 整理番号	
※ 審査結果	
※ 受理年月日	年 月 日
※ 認可番号	

採取計画認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

登 録 年 月 日  
及 び 登 録 番 号

砂利採取法第 16 条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

千葉県〇〇郡〇〇町〇〇字××番ほか××筆

明細は別添使用土地目録のとおり 採取場面積 ××㎡ (実測・公簿)  
掘削面積 ××㎡ (実測)

2 採取をする砂利の種類及び数量

掘削総量	200,000 ㎡ <sup>3</sup>	砂利	70,000 ㎡ <sup>3</sup>
購入原石総量	100,000 ㎡ <sup>3</sup>	砂	150,000 ㎡ <sup>3</sup>
うち洗浄量	250,000 ㎡ <sup>3</sup>	切込	25,000 ㎡ <sup>3</sup>
		表土	20,000 ㎡ <sup>3</sup>
		廃土石	5,000 ㎡ <sup>3</sup>
		へドロ	30,000 ㎡ <sup>3</sup>

3 採取の期間

××年×月×日から××年×月×日まで

この申請書は、2ページにまたがります。

4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

機械掘り 手掘り

(1) 使用重機類

別添使用重機類一覧表のとおり

(2) 掘削工程

別添掘削工程説明書のとおり

(3) 洗浄工程

別添洗浄工程説明書のとおり

(4) 廃土等処理工程

別添廃土等処理工程説明書のとおり

(5) 製品搬出工程

土砂の積込みに際しては適正積載量を厳守し、完全シート掛けを実施する。

その他は、別添製品搬出方法等説明書のとおり。

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

別添防災施設説明書のとおり

6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

別添洗浄工程説明書の「水切り」の項のとおり

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は、記載しないこと。

3 「砂利採取場の区域」については、砂利採取場の所在地及び面積を記載すること。

4 「採取をする砂利の種類及び数量」については、採取をする砂、砂利又は玉石の種類ごとの数量及び全体の掘削又は切土の総量をそれぞれ立方メートル単位で記載すること。

5 「砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに採取の工程ごとに砂利の採取に係る設備その他の施設の種類、能力及び数並びに掘削又は切土をする土地の面積及び深さ等を記載すること。

6 「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、掘削（切土を含む。以下同じ。）工程にあつては、除去した土等の処理方法、掘削時の土砂崩れの防止の方法及び廃土石の処理方法等について、洗浄工程にあつては、汚濁水の処理方法（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に汚濁水を排出する場合は、同条第4項に規定する「排水水」に係る同法第3条第1項又は第3項の規定により定められた「排水基準」を遵守するための方法）及びへどろの処理方法等についてそれぞれ記載するとともに土地の掘削の跡地の埋め戻しその他の処理の方法を記載すること。

目 次

番号	書面の名称	インデックス番号
1	採取計画認可申請書	
2	目次	
3	業者登録通知書の写し	
4	誓約書（別紙様式1）	
	保証書	
5	隣接地同意書の写し（別紙様式2）	
6	使用土地目録（別紙様式3）	
7	土地の登記事項証明書	
8	土地の使用収益に関する契約書の写し	
9	土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し	
10	砂利採取監督計画書（別紙様式4）	
11	使用重機類一覧表（別紙様式5）	
12	掘削工程説明書（別紙様式6）	
13	洗浄工程説明書（別紙様式7）	
14	廃土等処理工程説明書（別紙様式8）	
15	防災施設説明書（別紙様式9）	
16	製品搬出方法等説明書（別紙様式10）（別紙様式11）	
17	災害防止管理系統図	
18	位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）	
19	公図	
20	見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）	
21	見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）	
22	実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）	
23	実測縦断面図	
24	実測横断面図	
25	求積図	
26	採取量計算書	
27	貸借対照表	
28	深掘地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し	
29	採取量計算書（別紙様式12）	
30	埋戻し砂確保計画書（別紙様式13）	
31	埋戻し砂確保証明書（別紙様式14）	
32	砂利賦存状況調査結果証明書（別紙様式15）	
33	中期事業計画書（別紙様式16）	
	中期事業計画平面図	
34	長期構想書（別紙様式17）	
	長期構想図	
35	その他特に指示するもの	

- \* 該当のないものはインデックス番号欄に「該当なし」と記入する。
- \* 図面等袋に入れたものは、「袋に在中」と記入する。
- \* 「その他特に指示するもの」については、書面の名称を記載する。

様式第2

収入証紙はり付け欄

( 消印をしないこと )

※ 整理番号	
※ 審査結果	
※ 受理年月日	年 月 日
※ 認可番号	

採取計画の変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

登 録 年 月 日  
及 び 登 録 番 号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変 更 の 内 容
採取期間 〇〇年4月1日から 〇〇年3月31日まで	採取期間 〇〇年4月1日から 〇〇年3月31日まで

2 変更の理由

需要が低迷して計画どおりの採取が進まず、現在認可を受けている採取量に残りがあるため。

## 目 次

番号	書面の名称	インデックス番号
1	採取計画変更認可申請書	1
2	目次	2
3	業者登録通知書の写し	該当なし
4	誓約書(別紙様式1)	3
	保証書	4
5	隣接地同意書の写し(別紙様式2)	5
6	使用土地目録(別紙様式3)	6
7	土地の登記事項証明書	該当なし
8	土地の使用収益に関する契約書の写し	7
9	土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し	8
10	砂利採取監督計画書(別紙様式4)	該当なし
11	使用重機類一覧表(別紙様式5)	該当なし
12	掘削工程説明書(別紙様式6)	該当なし
13	洗浄工程説明書(別紙様式7)	該当なし
14	廃土等処理工程説明書(別紙様式8)	該当なし
15	防災施設説明書(別紙様式9)	該当なし
16	製品搬出方法等説明書(別紙様式10)(別紙様式11)	該当なし
17	災害防止管理系統図	該当なし
18	位置図(見取図(I)と併用可)	該当なし
19	公図	該当なし
20	見取図(I)(位置図と併用可)	該当なし
21	見取図(II)(実測平面図と併用可)	該当なし
22	実測平面図(見取図(II)と併用可)	該当なし
23	実測縦断面図	該当なし
24	実測横断面図	該当なし
25	求積図	該当なし
26	採取量計算書	該当なし
27	貸借対照表	該当なし
28	深掘地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し	該当なし
29	採取量計算書(別紙様式12)	該当なし
30	埋戻土砂確保計画書(別紙様式13)	該当なし
31	埋戻土砂確保証明書(別紙様式14)	該当なし
32	砂利賦存状況調査結果証明書(別紙様式15)	該当なし
33	中期事業計画書(別紙様式16)	9
	中期事業計画平面図	10
34	長期構想書(別紙様式17)	11
	長期構想図	12
35	その他特に指示するもの	—
	採取残土量計算書	13
		—
		—

\* 該当のないものはインデックス番号欄に「該当なし」と記入する。

\* 図面等袋に入れたものは、「袋に在中」と記入する。

\* 「その他特に指示するもの」については、書面の名称を記載する。

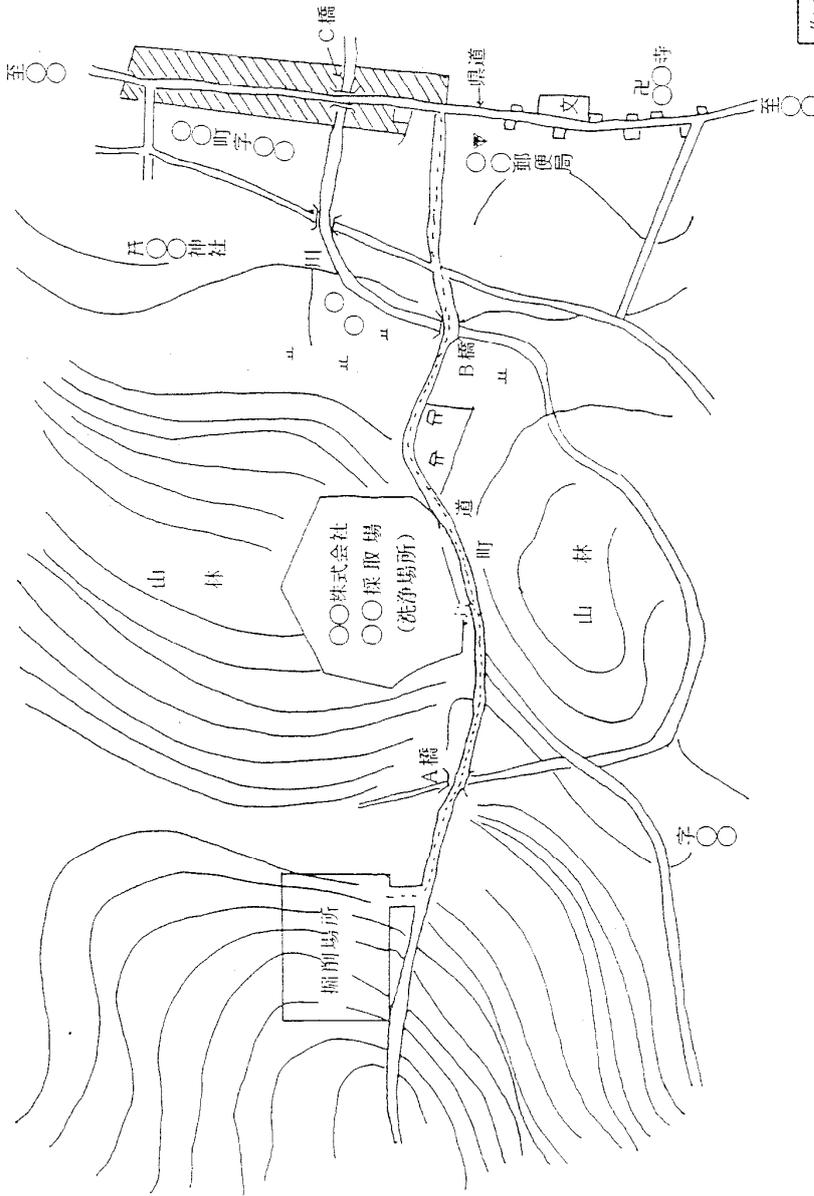


見取図 I

(S=1/600)

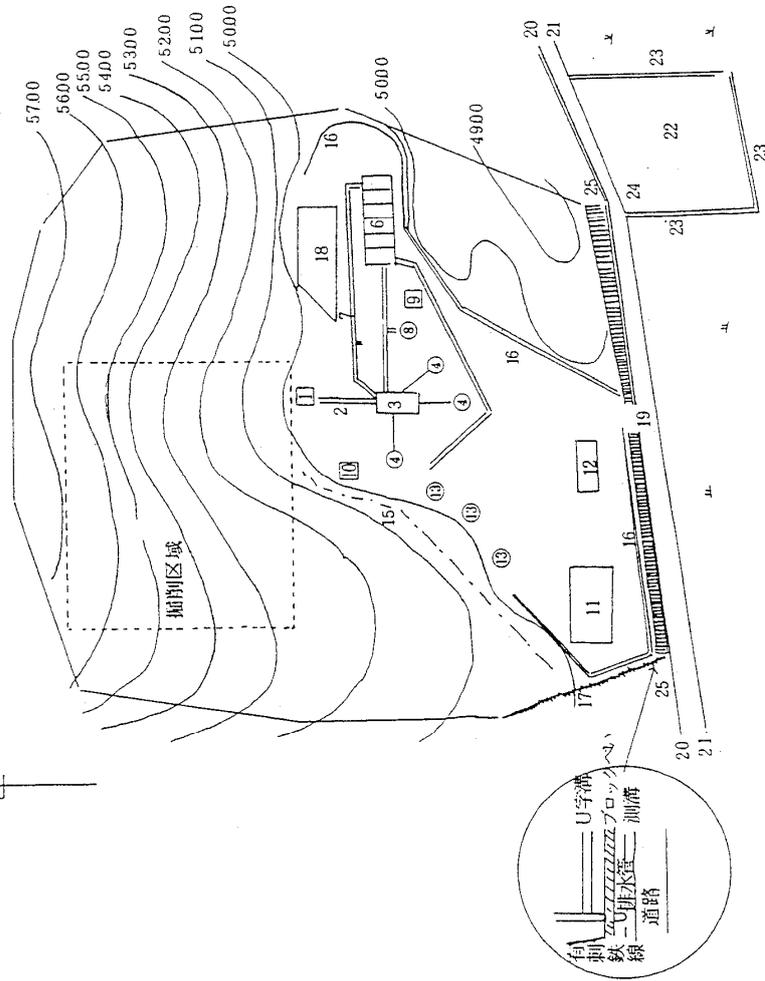
橋梁の重量制限

名称	無	有
A橋		t以下
B橋		t以下
C橋		t以下



作成者名	年 月 日
作成年月日	

見取図 II  
(S=1/600)

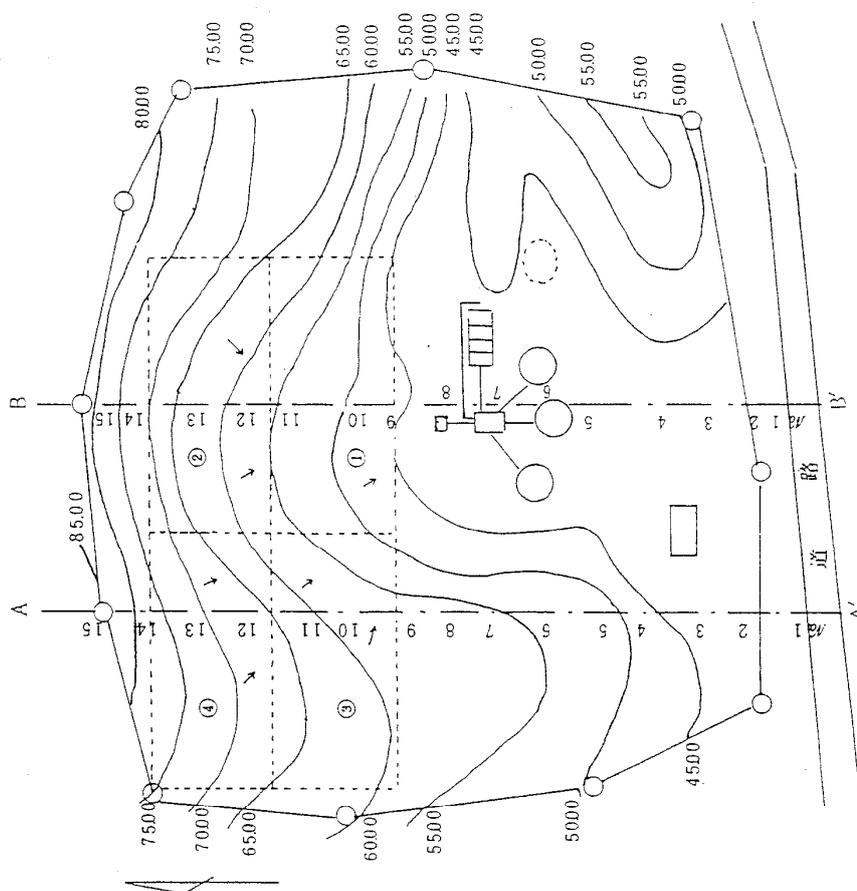


番号	名称
1	ホッパ
2	コンベア
3	トロンメル
4	製品
5	洗浄汚濁水パイプ
6	でん槽
7	循環水パイプ
8	薬品混合槽
9	薬品倉庫
10	変電室
11	へドロ乾燥場
12	事務所
13	製品堆積場
14	しぼり水集水溝
15	丁張
16	場内排水溝
17	有刺鉄線
18	表土置場
19	出入口
20	道路側溝
21	道
22	へドロ捨場
23	コンクリート板囲い
24	危険標識
25	ブロックベ

作成者名	
作成年月日	年 月 日

実測平面図 (記載例)

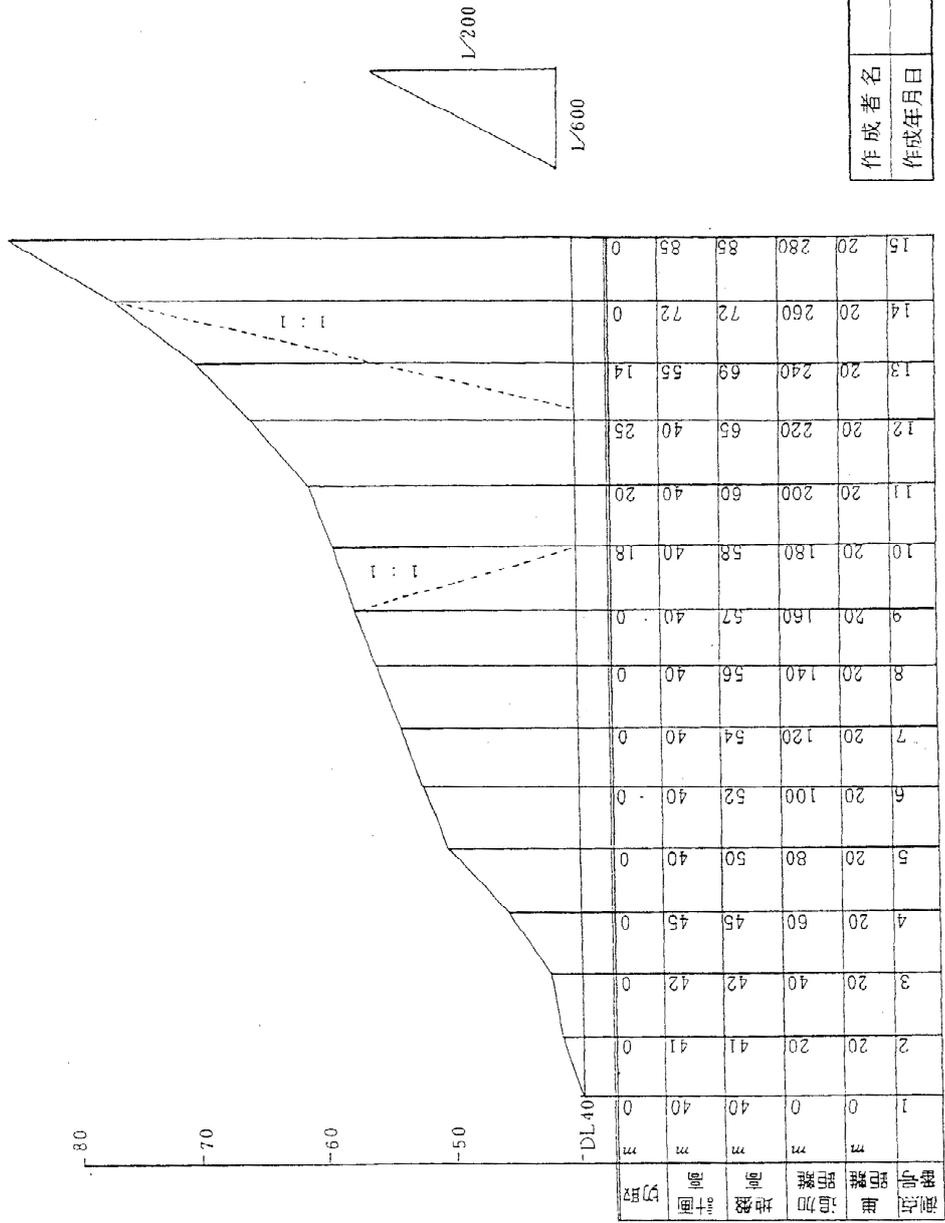
(S=1/600)



ベンチ	工期
①	12月～2月
②	3月～5月
③	6月～8月
④	9月～11月

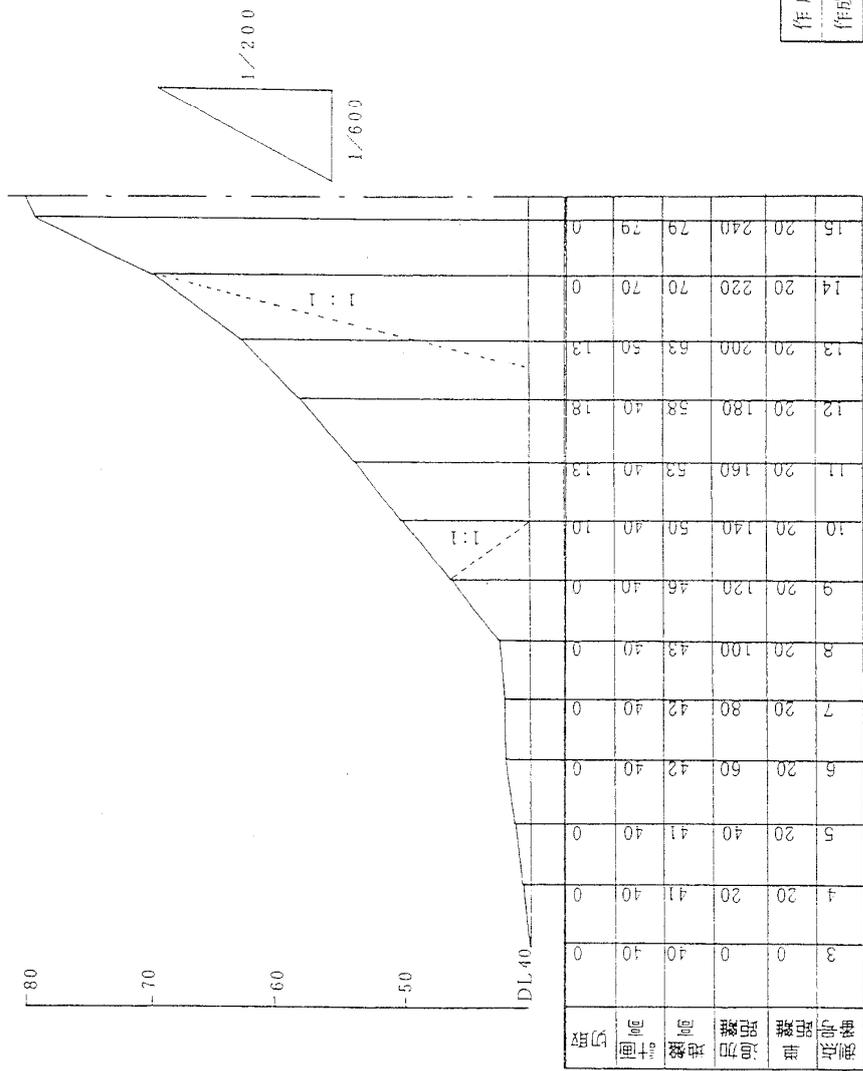
作成者名	年月日
作成年月日	年月日

実測縦断面図 (記載例) A-A'



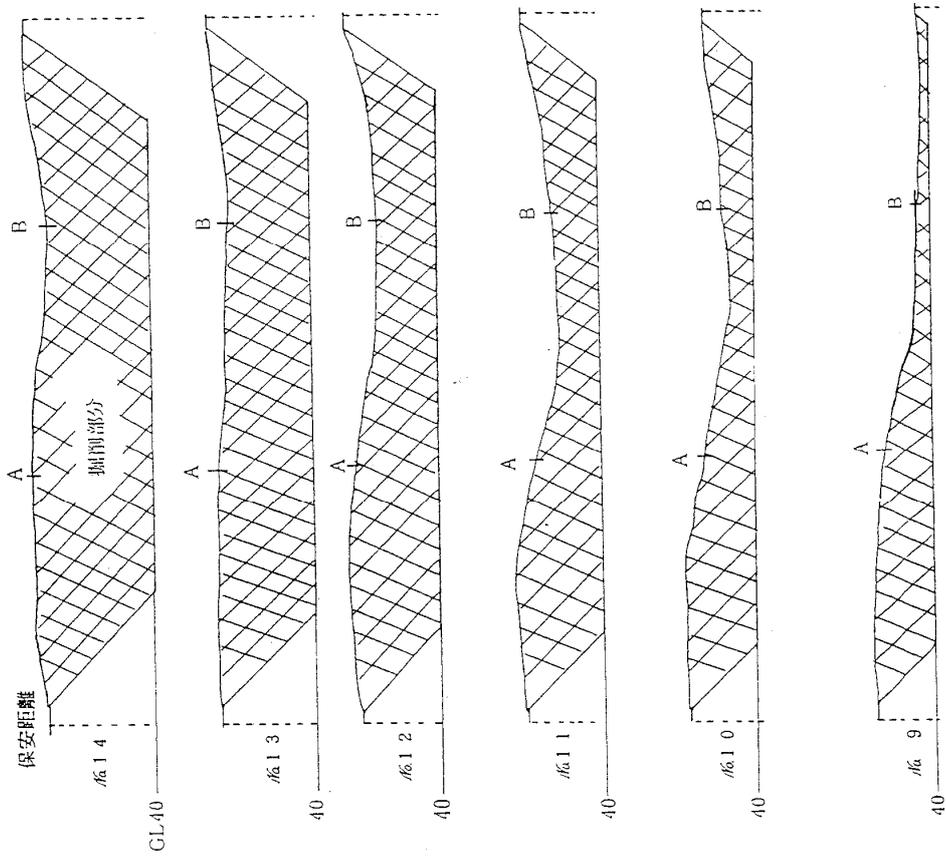
作成者名	年	月	日
作成年月日			

实测纵断面图 B—B'



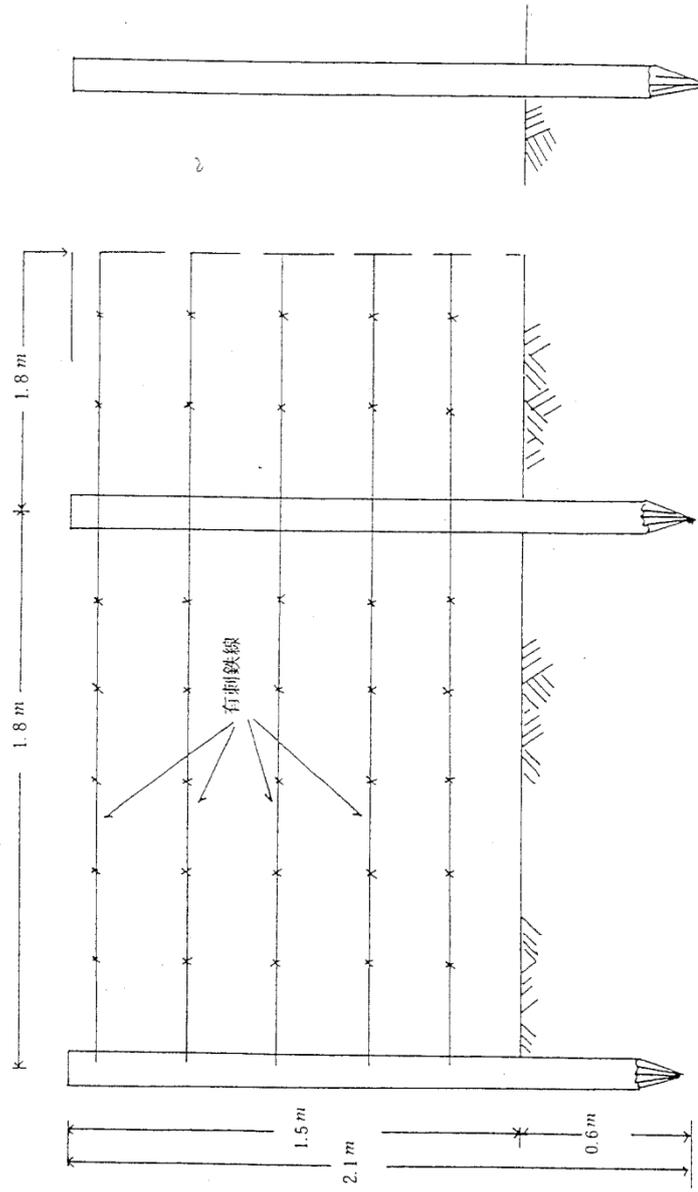
作成者名	年	月	日
作成年月日			

实测横断面图

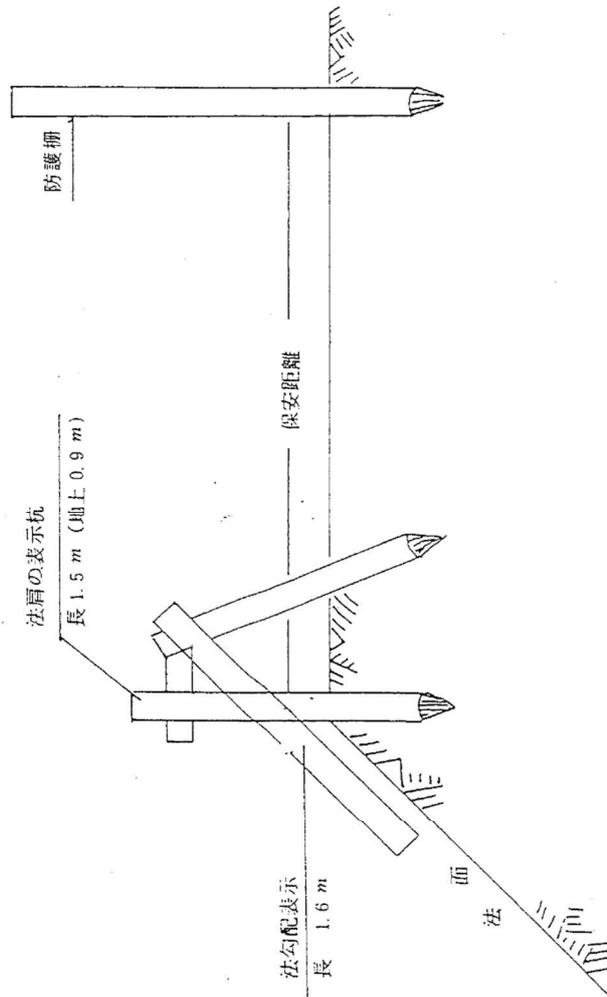


作成者名	年 月 日
作成年月日	年 月 日

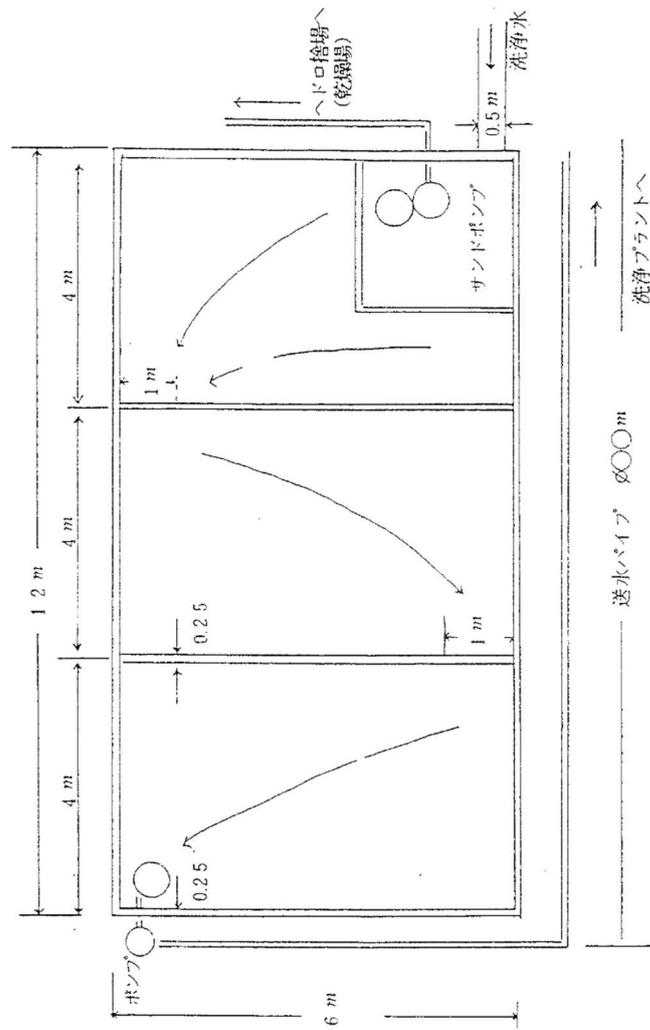
防護断面図 (有利鉄線の場合)



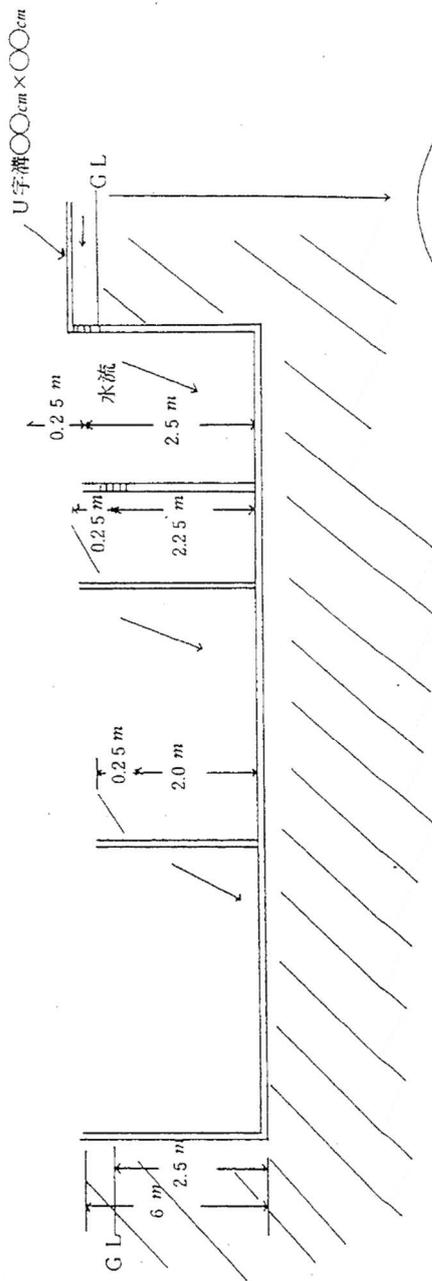
丁張図  
(S=1/30)



沈澱池平面図 (例)

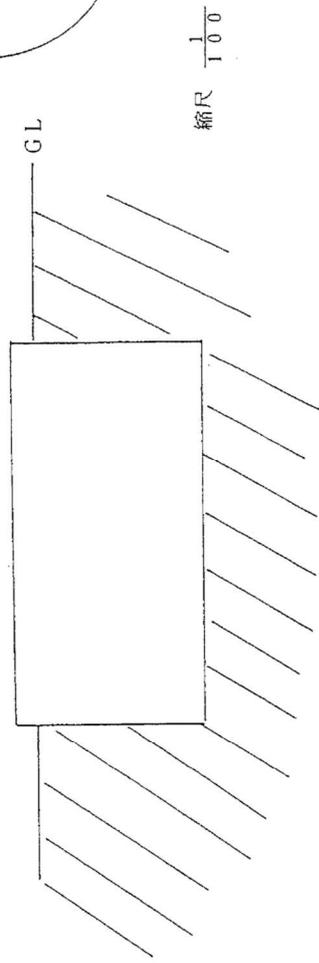


縦断面図 (例)



横断面図 (例)

(S = 1/100)



縮尺 1/100

様式16【記入例】

砂利採採取 中期事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日作成

事業者	住所	〇〇市△△町1234番地			事業所所在地	〇〇市△△字××5678番1							
	名称 代表者	株式会社 ABCD 代表取締役 〇〇 〇〇			作成者名	△△ △△	電話番号	0123 (45) 6789					
事業の概要													
採取場の経緯等		採取場周辺の状況		今後の方針・計画		今後の採取期間		その他特記事項					
昭和63年から事業を行っている。 採取場は、傾斜地を伴う山林が主であり一部畑地がある。		〇〇市の丘陵地帯にまたがり、東側、南側は山林であり、西側には県道が接しており、北側に200m離れて民家が存在する。		当採取場は、良質な砂利層が賦存することから、今後も事業を継続する方針を持っている。		① 10年以上 2 10年未満		特になし					
関係法令に関する許認可等の状況													
農地法関係		森林法関係		文化財関係		その他関係事項							
農地の一時転用の許可を受けている。		掘削予定区域について、許可を受けている。		掘削予定区域について、確認を受けている。		掘削予定区域にある赤道については、用途廃止手続き後払い下げを受ける予定。							
認可期間(1)の計画 (千㎡)	項目	16年10月～17年9月		17年10月～18年9月		18年10月～19年9月		19年10月～20年9月		20年10月～21年9月		21年10月～22年9月	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	採取場面積 (うち拡大面積)	110 (-)	110 (-)	100 (12)	112 (12)	100 (14)		100 (16)		100 (14)		100 (12)	
	掘削面積	15	15	16	18	15		17		15		17	
	掘削地以外の面積	95	95	84	94	85		83		85		83	
	事業上必要な面積	73	73	70	79	69		69.5		73		72	
	植栽緑化面積	10	10	13	3	15		12.5		10		10	
	農地復元面積	2	2	1	0	1		1		2		1	
	その他の面積	10	10	0	12	0		0		0		0	
	廃止面積	22	0	14	10	16		13.5		12		11	
林地開発の事業区域面積 (林地開発許可面積)	230 (159)		230 (159)		230 (159)		230 (159)		230 (159)		230 (140)		
6年間に採取場として使用する総面積		178千㎡				左のうち自社の所有する面積		99千㎡					

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

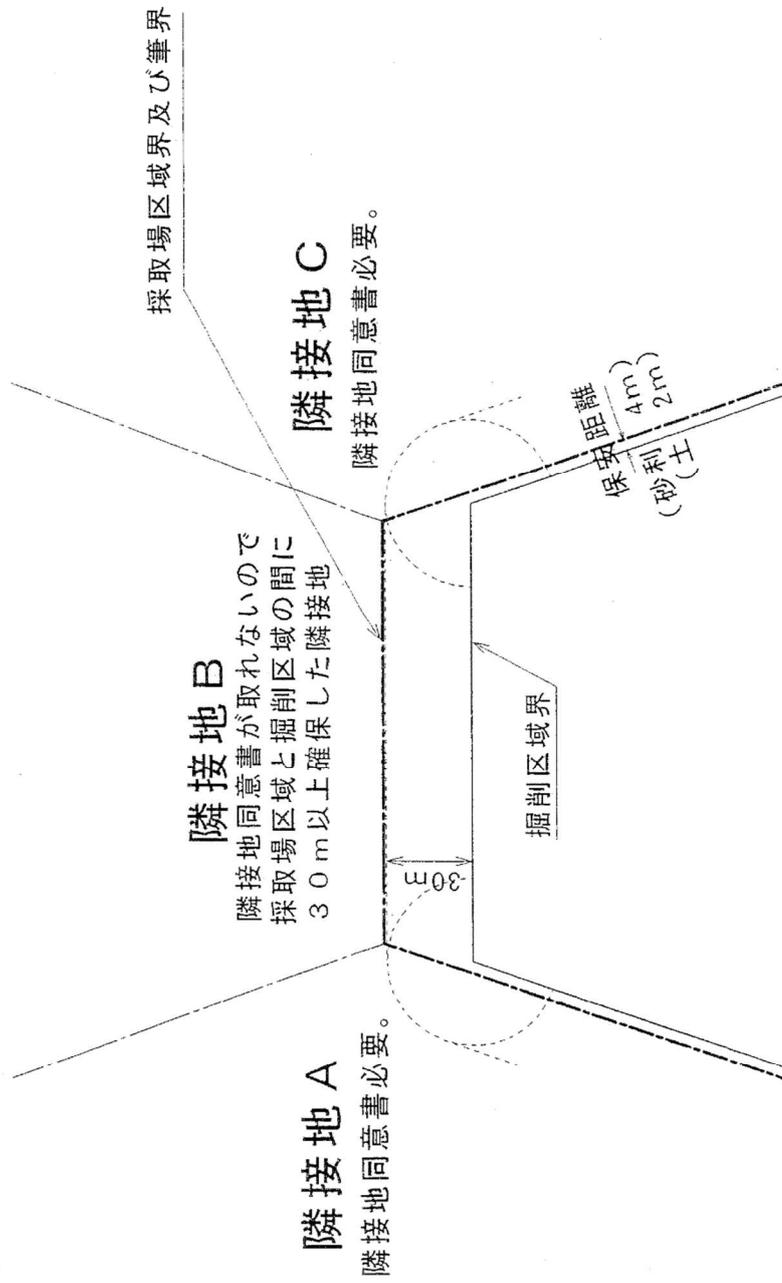
## 参考（認可申請書及び関係図面等の作成例）

第3 作成上の注意

2 (5) 隣接地同意書「ただし書き」の

「掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上距離を有する部分に面し」に該当するのは、下図の場合、隣接地Bである。

例1



また、「掘削による影響が及ばない隣接地」としては次の様な例とする。  
例：万一、掘削区域で土砂や濁水の流出が発生したとしても、隣接地までその影響が及ばないような地形を有していること。



様式 17 【記載事項】

砂 利 採 取 長 期 構 想 書

平成16年10月25日作成

事業者	住 所	〇〇市△△町1234番地	作成者名	△△ △△
	名 称 代表者	(株) ABCD 代表取締役 〇〇 〇〇	電話番号	0123 (45) 6789
事業所所在地		〇〇市△△字××5678番1		
<p>1. 今後10年間の採取計画について          &lt;記載する項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年間で採取する区域及びその予定面積等</li> <li>・ 1年目と10年後との採取場面積の比較</li> <li>・ 隣接して他の採取場がある場合には、その採取場との調整 (例：協調掘削)</li> </ul>				
<p>2. 上記計画上の問題（許認可関係、権利関係等）について          &lt;記載する項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林地開発許可、文化財調査などの他法令の問題</li> <li>・ 採取場を拡大していくに当たっての権原の取得上の問題</li> <li>・ 採取場周辺住民との問題 (例：騒音、粉じん等)</li> </ul>				
<p>3. 10年後以降の採取の方針について          &lt;記載する項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年後以降も採取を継続する場合の方針</li> <li>・ 当該場所における終了予定時期、及びそれまでの拡大予定の面積</li> </ul>				
<p>4. 廃止後の土地利用計画、方針について          &lt;記載する項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発計画、緑化、植栽の考え</li> </ul>				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

様式 17 【記入例】

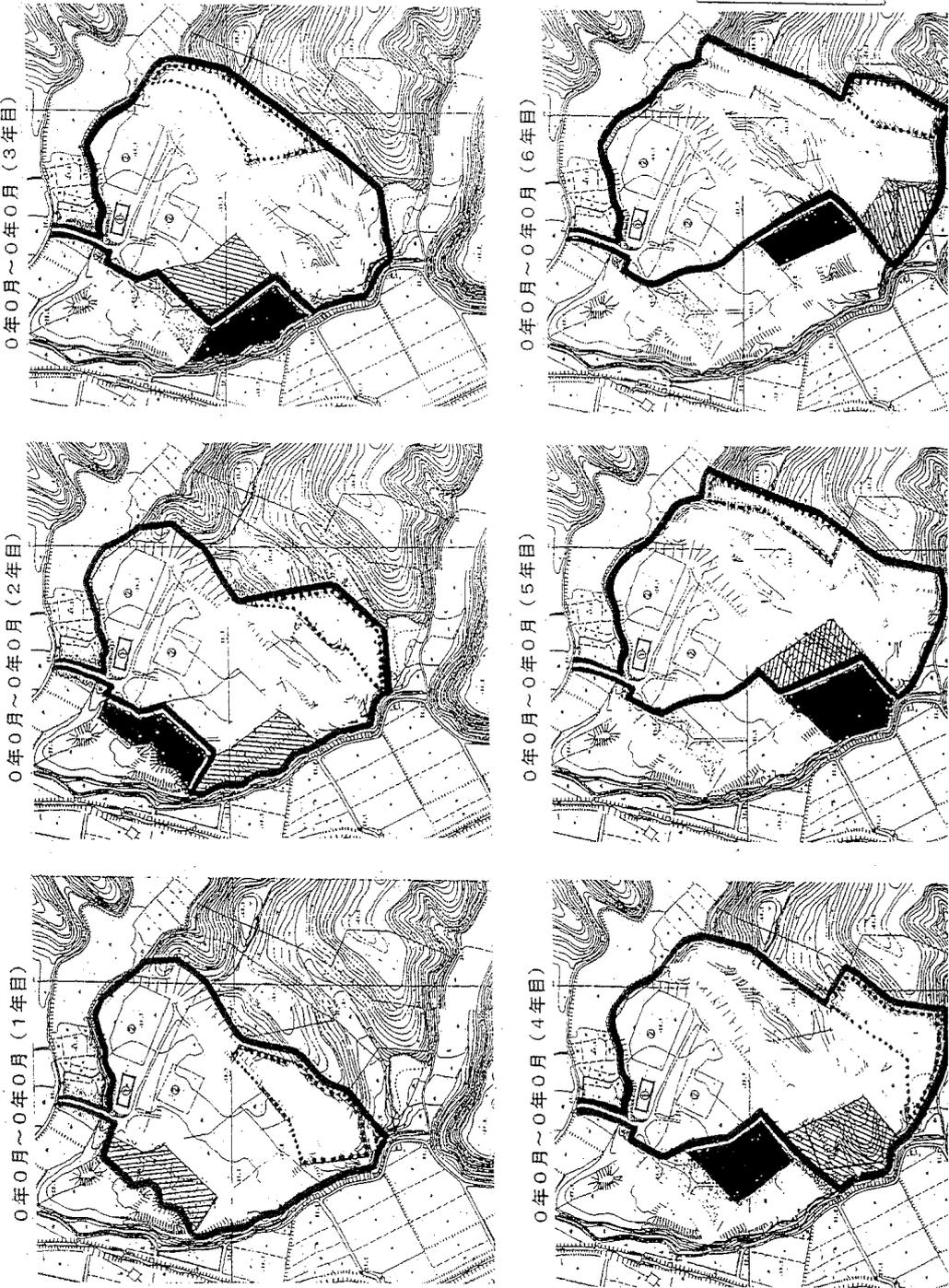
砂 利 採 取 長 期 構 想 書

平成16年10月25日作成

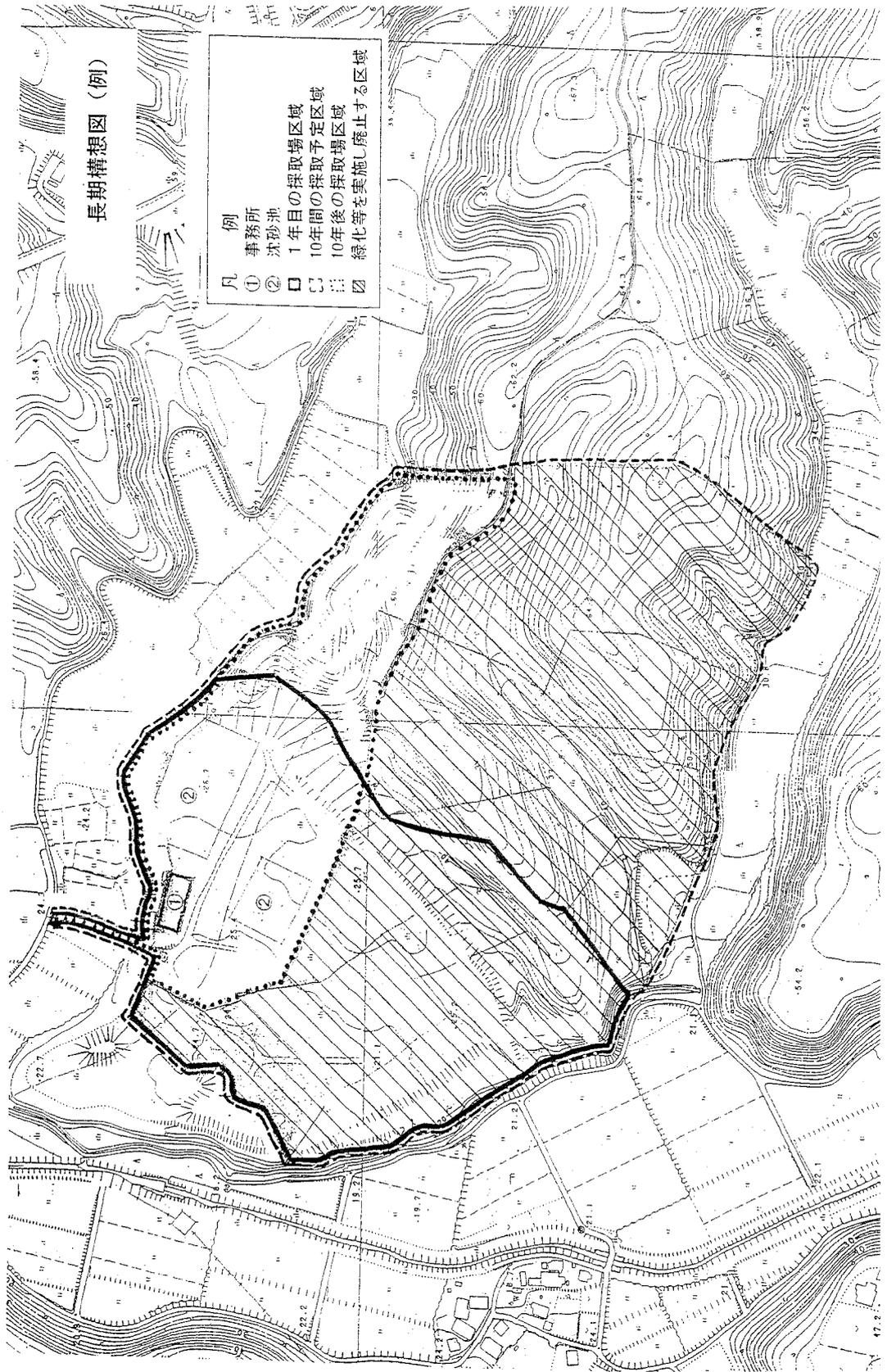
事業者	住 所	〇〇市△△町1234番地	作成者名	△△ △△
	名 称 代表者	(株) ABCD 代表取締役 〇〇 〇〇	電話番号	0123 (45) 6789
事業所所在地		〇〇市△△字××5678番1		
<p>1. 今後10年間の採取計画について          今後10年間に採取する予定区域は、現在の採取場の南東区域であり、10年間で約22haを採取する予定です。          現在の採取場面積は11haであり、採取が終了した区域は順次緑化等を実施し廃止を促進しますので、10年後の採取場面積は現在と同等の11haになる予定です。          なお、(株)〇〇△の採取場が隣接していることから、10年後の採取場区域において協調掘削を行い、法面を最小限とする予定です。</p>				
<p>2. 上記計画上の問題（許認可関係、権利関係等）について          林地開発許可については、採取予定区域22haのうち15ha分しか取得していないので、今後、変更許可申請を行う予定です。          10年間の採取予定区域については、既に全ての地権者の内諾を得ています。          砂利の搬出に伴う道路汚染を防止するため、洗車ピットの充実及び採取場周辺道路の清掃に努めます。</p>				
<p>3. 10年後以降の採取の方針について          当採取場の地域は、千葉県内でも砂利の豊富な地域であり、また将来の骨材需要が見込まれることから、10年後以降も採取を継続する予定です。          しかし、将来の採取予定区域の南東の区域は、地権者の同意が得られる見込みが無いことから、15年後には採取を終了する予定です。          15年間の採取面積は、約27haの予定です。</p>				
<p>4. 廃止後の土地利用計画、方針について          採取が終了した区域は、順次緑化等を実施し廃止します。          廃止後は、逐次地権者に返還します。</p>				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

中期事業計画平面図(例)(各年度の状況) (継続中の採取場の例)



長期構想図 (例)



- 例
- ① 事務所
  - ② 沈砂池
  - 1年目の採取場区域
  - - - 10年間の採取予定区域
  - ⋯⋯ 10年後の採取場区域
  - ▨ 緑化等を実施し廃止する区域

### 中期事業計画書等の添付一覧表

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
中期事業計画書	○						○
中期事業計画書(実績入り)		○	○	○	○	○	○
中期事業計画平面図	○	○	○	○	○	○	○
長期構想書	○	○	○	○	○	○	○
長期構想図	○						○

備考：\*この例は、7年目以降も10年以上継続する予定である場合を示している。

\*認可期間特例適用制度により中期事業計画書の7年目、8年目、9年目のいずれかと採取期間が重複する認可申請をする場